廃棄物処理施設等設置等事前協議書
作 成 の 手 引 き

岩手県環境生活部資源循環推進課

令和６年２月

目　次

廃棄物処理施設等設置等事前協議について

1　はじめに　……p1
2　事前協議が必要となる場合　……p2
3　手続きの概要　……p5
4　事前協議書及び添付書類等の作成について　……p6
5　事前協議終了後の手続きについて　……p7
6　勧告及び公表　……p7
7　一般廃棄物処理施設を設置する場合の取扱いについて　……p8
8　最後に　……p8

別添資料

別添１　主な関係法令等　……p9
別添２　周辺生活環境調査の実施について　……p10
別添３　事前説明の実施について　……p12
別添４　事前協議書に添付する書類　……p17
別添５　様式の記載方法　……p18
別添６　図面等の調製方法　……p42
別添７　受付窓口等　……p49

【関係法規等の閲覧方法】

○循環型地域社会の形成に関する条例及び同施行規則は「岩手県法規集」から閲覧できます。

【岩手県法規集へのアクセス方法】

岩手県ホームページ（https://www.pref.iwate.jp/）

→「岩手県の基本情報」

→「県法規集・県報・宗教法人・行政手続・不服審査」

→「岩手県法規集」

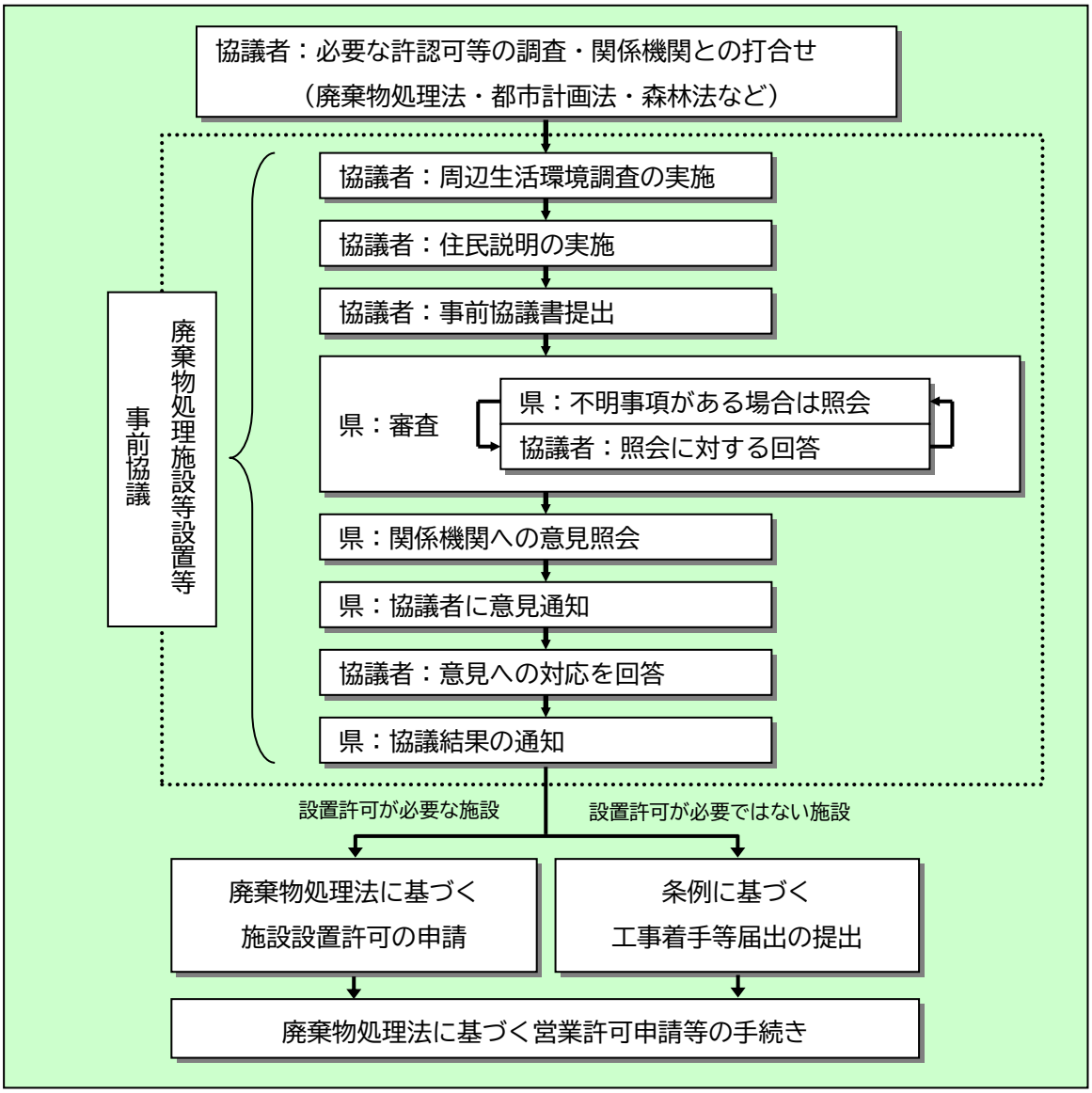
廃棄物処理施設等設置等事前協議について

１　はじめに

廃棄物の適正処理を確保し生活環境の保全を図るためには、廃棄物処理施設等の設置予定者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」といいます。）」の主旨を十分に理解し、必要な許可を受けたうえで適切な施設整備と維持管理に努めることが必要です。

廃棄物処理施設等の設置に当たっては廃棄物処理法に定める技術的な基準を満たすことをはじめ、立地に当たっての種々の開発規制法との調整、あるいは立地市町村や地域住民との調整などを要することも多いことから、岩手県においては「循環型地域社会の形成に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 73 号。以下「条例」といいます。）」を制定し、廃棄物処理施設等を設置する場合にその事業計画及び施設の構造等が適正であるか、廃棄物処理法に基づく手続きの前に審査するため、事前協議制度（以下「事前協議」といいます。）を導入しています。

図表１　廃棄物処理施設等を設置する場合の一般的な手続きの流れ



２　事前協議が必要となる場合

図表２に示す「廃棄物処理施設等」について次のことをする場合は、事前協議が必要となります。なお、事前協議の要否等に係る詳細については、次ページの【補足】もご覧ください。

①　廃棄物処理施設等を設置・譲り受け・借り受けしようとする場合。

②　廃棄物処理施設等の種類・処理方式・処理能力・処理する廃棄物の種類・位置構造等の設置に関する計画・維持管理に関する計画の変更を行おうとする場合。ただし、その変更が、門扉・立札等・雨水等の流入防止設備・洗車設備・消火設備・管理事務所・その他これらに準ずる施設または設備のみの軽微な変更である場合を除く。

図表２　廃棄物処理施設等に該当する施設

「廃棄物処理施設等」

(1)　次に掲げる施設（廃棄物処理法に基づく設置許可が必要な施設）

	施設の種類	処理能力等
一般廃棄物処理施設	ごみ処理施設	5 ㌧/日以上（焼却施設は 200kg/時以上又は火格子 2m² 以上）
	し尿処理施設	全ての場合
	最終処分場	全ての場合
産業廃棄物処理施設	汚泥の脱水施設	10m³/日超
	汚泥の乾燥施設	10m³/日超　（天日乾燥は 100m³/日超）
	廃油の油水分離施設	10m³/日超
	廃酸、廃アルカリの中和施設	50m³/日超
	廃プラスチック類の破砕施設	5 ㌧/日超
	木くず又はがれき類の破砕施設	5 ㌧/日超
	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	全ての場合
	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	全ての場合
	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	全ての場合
	廃水銀等の硫化施設	全ての場合
	シアン化合物の分解施設	全ての場合
	PCB 処理施設	全ての場合
	汚泥の焼却施設	5m³/日超又は 200kg/時以上又は火格子 2m² 以上
	廃油の焼却施設	1m³/日超又は 200kg/時以上又は火格子 2m² 以上
	廃プラスチック類の焼却施設	100kg/日超又は火格子 2m² 以上
	産業廃棄物の焼却施設	200kg/時以上又は火格子 2m² 以上
	最終処分場	全ての場合

(2)　産業廃棄物処理業を行う者が設置する産業廃棄物の処理施設（積替施設及び積替保管施設を含む。）であって(1)に該当しないもの　…**（その他処理施設）**

(3)　廃棄物処理法第 20 条の 2（廃棄物再生事業者）の登録を受けようとする者のうち、一般廃棄物のみを取扱う者が事業の用に供する施設で、処理能力 5 ㌧/日未満のもの　…**（小規模再生事業施設）**

(4)　使用済み自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）に規定する解体業または破砕業の用に供する施設　…**（自動車リサイクル施設）**

【補足】事前協議の要否等に関する Q&A

Q1：軽微な変更の場合に事前協議を要しない設備とは、具体的にどのようなものがあるか。

A1：上記に例示するもの（門扉、立札等…）以外にも、変更する設備や変更の内容によっては事前協議を要しない場合があります。詳細な内容の確認を要する場合や、協議は不要だが軽微変更届を提出することを要する場合などがありますので、詳しくは窓口にてご確認ください。

Q2：施設の更新や部品交換の場合は、事前協議は必要か。

A2：事前協議結果のとおり設置された廃棄物処理施設等を撤去し同一の施設に更新する場合や、廃棄物処理施設等の一部を同一のものに交換する場合は、改めての事前協議を要しません。

Q3：廃棄物を破砕処理した後の製品の保管場所の変更の場合は、事前協議は必要か。（例：がれき類を破砕した後の製品（再生路盤材）の保管場所を拡大又は縮小する場合など。）

A3：廃棄物の中間処理後の破砕処理物は、有価物として取引されるまでの間、中間処理業者が適正に管理する必要があることから、その保管方法等の変更については事前協議の対象となりますので、詳しくは窓口にてご確認ください。

Q4：廃棄物を使用した試験研究を行う場合は、事前協議は必要か。

A4：廃棄物を使用した試験研究を行う場合は、事前協議を要しませんが、試験研究計画書等を提出していただき、計画の内容が試験研究に該当するかを審査しますので、まずは窓口にてご相談ください。

Q5：既存の施設であっても、事前協議は必要か。

A5：設置時に廃棄物処理施設等に該当しなかった施設についても、廃棄物処理施設等に該当することとなる変更を行う場合は、変更を行おうとする時点で事前協議が必要です。（例：原料を購入して製品を製造する施設において、処理料金を受けて（又は無償で）原料を入手し製品を製造する変更（廃棄物処理業に該当することとなる変更）を行う場合など。）

Q6：処理する廃棄物の種類の限定を解除する場合は、事前協議は必要か。（例：「がれき類（コンクリート廃材に限る。）」を、「がれき類」に変更する場合など。）

A6：処理する廃棄物の種類の限定を解除する場合は、処理する廃棄物の種類の変更に該当するため、事前協議が必要です。

Q7：複数の施設に係る設置（または変更）について、一つの協議としてよいか。また、処分業に係る協議と収集運搬業に係る協議を一つの協議としてよいか。

A7：一つの協議として構いません。なお、設置と変更の両方を協議する場合、様式第７号（第一面）の「条例第２４条第　項」の部分には、「条例第２４条第１項及び第２項」と記載してください。また、処分業としての内容と収集運搬業としての内容を区別する必要がある場合については、様式を別に作成したり、「処分業の○○」や「収集運搬業の○○」と記載したりするなど、適宜資料の作成方法を工夫してください。

Q8：複数の協議を同時に提出してもよいか。（例：急ぐ協議と時間が掛かる協議を分けるなど。）

A8：複数の協議を同時に提出することは可能ですが、同じ事業場を対象とした協議の場合は、協議内容の共通部分について整合を確認するため、通常よりも審査に時間を要する場合があります。協議を急ぎたい場合は、協議内容を最低限に絞るなど、適宜工夫してください。

Q9：廃棄物処理施設等を廃止する場合は、事前協議は必要か。

A9：廃棄物処理施設等を廃止することのみによる事前協議は要しません。なお、廃棄物処理施設等の廃止に関連して、別の廃棄物処理施設等について事前協議が必要な変更をすることについては、事前協議が必要ですので留意してください。(例1:廃止した処理施設に係る保管設備であったものを、別の処理施設に係る保管設備に変更する場合など。例2:複数の処理施設からなる工程のうち一部を廃止することで、他の処理施設の負荷量が増える場合など。)

Q10：いわゆる「専ら物」のみを処理する施設を設置する場合は、事前協議は必要か。

A10：廃棄物が専ら物であるかに関わらず、事前協議の要否を判断します。

専ら再生利用の目的となる廃棄物（いわゆる「専ら物」）のみを処理する場合は、廃棄物処理業の許可（廃棄物処理法第７条第１項若しくは第６項又は第14条第１項若しくは第６項）は要しないこととされていますが、施設の設置許可（廃棄物処理法第８条第１項又は法第15条第第１項）については不要とはならないことから、廃棄物が専ら物であっても、施設が「一般廃棄物処理施設」又は「産業廃棄物処理施設」（図表２（1））に該当する場合は事前協議が必要となります。

また、条例で規定する「産業廃棄物処理業」とは「産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分で業として行うもの」とされており、この「産業廃棄物」には専ら物である産業廃棄物も含まれることから、施設が「その他処理施設」（図表２（2））に該当する場合は事前協議が必要となります。

なお、処理する物が、専ら物である廃棄物なのか、製品製造のために購入した原料なのかについては区別が必要です。廃棄物の処理をせず、原料を購入して製品を製造する施設については、処理能力等に関わらず廃棄物処理施設等には該当しませんので、事前協議は要しません。

３　手続きの概要

（１）必要な許認可等の調査・関係機関との打合せ　重 要

廃棄物処理施設等の設置等をする場合は、廃棄物処理法及び条例に基づく手続きの他に、都市計画法や森林法などの他法令に基づく手続きも必要となる場合があります。協議の中で、県から関係機関へ他法令の手続き等について意見照会を行うこともありますが、そのタイミングは原則として不明事項が解消された後となりますので、不明事項の解消のために時間を費やした後に、他法令の基準に適合させるために計画の変更が必要となることがあります。そのような事態を防ぐため、事前協議の手続きに入る前に（または協議と同時並行して）、関係法令を所管する部署と打合せを行ってください。

主な関係法令の一覧は別添１をご覧ください。

【留意事項】

廃棄物処理法及び条例上の基準を満たしていても、他法令の基準を満たしていない場合は、廃棄物処理施設等の設置ができません。特に、都市計画法の規定による市街化調整区域内（滝沢市及び矢巾町の一部区域）に設置しようとする場合などは、施設の設置そのものが著しく困難な場合がありますので留意してください。

（２）事前協議書の作成

廃棄物処理施設設置等事前協議書（以下「事前協議書」といいます。）は、下記４により作成してください。なお、下記（３）周辺生活環境調査 及び（４）周辺住民等に対する事前説明 は、特に時間を要することから、計画的に作成することとしてください。

（３）周辺生活環境調査（様式第 10 号(1)及び(2)関係）

事前協議に先立って、設置予定場所周辺の生活環境(土地の利用状況、既存施設の分布状況、使用道路の状況、利水状況など)を調査（以下「周辺生活環境調査」といいます。）していただきます。

周辺生活環境調査は別添２を参考に実施してください。

【留意事項】

「周辺生活環境調査」は廃棄物処理法第 8 条及び第 15 条の施設設置許可申請書に添付する「生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（生活環境影響調査書)」とは異なるものですので留意してください。

（４）周辺住民等に対する事前説明（様式第 9 号関係）

周辺生活環境調査を踏まえて、事業場設置予定地の隣接地の所有者や廃棄物処理施設等の運営によって影響を受けると考えられる範囲の住民などに対し事業計画の内容をあらかじめ説明（以下「事前説明」といいます。）していただきます。事前説明は、資料を配布したうえでわかりやすく説明するよう努めてください。

事前説明は別添３を参考に実施してください。

（５）事前協議書の提出

事前協議書は、**別添７**に示す受付窓口に正副２部提出してください。

なお、移動式の施設のみを用いて処分業を行う場合であって県外に駐機場所がある場合は、岩手県庁資源循環推進課に１部提出してください。

受付窓口では、様式や添付書類の漏れ・記載漏れ・記載間違い等について形式審査を行います。受理されると、速やかに資源循環推進課に送付され、内容審査が行なわれます。

（６）事前協議書の審査

資源循環推進課では、事前協議書が送付されると、事業計画や法令等で定める構造基準への適合状況等を審査し、その内容に不明な事項等がある場合には協議者に通知し補正を求めます。その後、設置予定場所の市町村長や関係法令を所管している機関に意見を照会し、その回答についても通知します。

また、事前協議の内容によっては、専門的な知識を有する者(大学の先生など)に意見を聞く場合もあります。

なお、事前協議の標準処理日数は、焼却施設又は最終処分場の場合は 130 日、焼却施設及び最終処分場以外の施設は 80 日となっています。ただし、前述した不明事項に関する回答など、事前協議書を補正するために協議者が要した期間は標準処理日数に含まれませんので留意してください。

（７）審査結果の通知

審査結果について、協議者に対し、事前協議が調った旨又は調わなかった旨を通知します。事前協議終了後の手続きについては、下記５のとおりです。

４　事前協議書及び添付書類等の作成について

事前協議書は次により作成してください。なお、作成後は次ページの【補足】に示す不明事項等が無いか、十分に確認してください。

・事前協議書に添付する様式及び図面の一覧を**別添４**に示します。
・各様式の記載方法を**別添５**に示します。
・各図面の記載方法を**別添６**に示します。
・各様式の入手方法を**別添７**に示します。

【留意事項】

・図版の大きさは原則としてＡ４版又はＡ３版としてください。なお、Ａ３版では精細に示すことが難しい場合は、Ａ１版等とすることも差し支えありませんが、その場合は同じ図面（縮尺は正しく記載すること。）をＡ３版でも提出してください。
・図面は種類毎に指定された縮尺により調製し、鮮明に印刷してください。
・図面の右下等に図面の内容を示す表示欄を設けてください。
・事前協議書はバインダー等により分散しないように綴じてください。なお、ホチキスや綴り紐は原則として使用しないでください。

【補足】よくある不明事項の例

(1) 誤記、計算ミス

例：「固体」と「個体」、「消火器」と「消化器」、「保管」と「補完」などの誤り。

例：保管容量の計算に用いられている長さが、図面上の長さと異なる。

(2) 記載内容の不整合

例：同じものを指す文言が、ある紙面では「不適格品」と呼び、別の紙面では「不良品」と呼ぶなど、紙面ごとに一致しない。

例：施設の処理能力や管理目標値などの数値が紙面ごとに一致しない。

(3) 許可証の内容や過去の協議内容との不整合

例：現況として記載された内容が、許可証に記載された内容と一致しない。

例：過去の協議において掲げられた管理目標値や搬入・搬出時間などの値が、(理由の説明なく）変更されている。

(4) 様式の記載漏れ

該当しない事項である場合は、空欄ではなく「該当なし」やその理由などを記載してください。

(5) 設計計算の根拠不足

処理能力、保管容量、騒音及び振動の予測、排水能力、構造計算書、その他の設計計算等を行った場合は、計算に用いた数値等の根拠を示してください。

5　事前協議終了後の手続きについて

協議が調った旨の通知を受け取った後に、廃棄物処理施設等の種類に応じて、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設設置許可申請等又は条例に基づく工事着手届出の提出の手続きを行ってください。

なお、営業（処理業）に用いる場合には、産業廃棄物収集運搬業許可申請又は産業廃棄物処分業許可申請等が必要となるほか、廃棄物再生事業者として県知事の登録を受けている施設である場合には、変更の届出が必要となりますので別途手続きを行ってください。

また、事前協議が調った旨の通知を受け取ってから概ね 1 年間以上経過してから上記手続きを行う場合には、適宜周辺生活環境調査及び事前説明を実施するよう努めてください。事前協議が調った後に計画を中止とする場合には、理由を記した書面により受付窓口あて報告してください。

6　勧告及び公表

事前協議を行わないで廃棄物処理施設等の設置等を行ったときは、条例に基づき事前協議を行うよう勧告し、勧告に従わなかったときは、設置等予定者の名称、住所、勧告の内容等を公表する場合がありますので注意してください。

また、結果通知を受けずに廃棄物処理施設等の設置等を行ったとき・調わなかった旨の通知を受けたにもかかわらず廃棄物処理施設等の設置等を行ったとき・設置等予定者が事前説明を行わなかったときも同様に勧告及び公表する場合があります。

7　一般廃棄物処理施設を設置する場合の取扱いについて

一般廃棄物処理施設を設置する場合は知事の許可を受ける必要がありますが、市町村等が一般廃棄物処理計画に基づき施設を設置する場合や、非常災害の場合は届出を行うことにより施設を設置することができます。以下にその分類と事前協議の必要の有無を示します。

(1) 設置許可を受ける場合及び産業廃棄物処理施設設置者が特例届出を行う場合

廃棄物処理法第８条第１項の設置許可を受ける場合及び廃棄物処理法第15条の２の５第１項の規定に基づく特例届出を行う場合は、事前協議を行う必要があります。

ただし、特例届出を行う場合、産業廃棄物処理施設において処理可能な一般廃棄物の種類は廃棄物処理法施行規則により限定されていますので注意が必要です。

(2) 市町村等が一般廃棄物処理計画に基づき施設を設置する場合

市町村等が、廃棄物処理法第９条の３第１項の規定に基づき届出を行う場合は、事前協議は不要です。

(3) 非常災害により生じた廃棄物の処理のために施設を設置する場合

市町村等が、廃棄物処理法第９条の３の２第１項の規定に基づき、一般廃棄物処理計画の策定または変更について知事の同意を得た上で、廃棄物処理法第９条の３第１項の規定に基づく届出を行う場合は、事前協議は不要です。

市町村等から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が、廃棄物処理法第９条の３の３第１項の規定に基づく届出を行う場合は、事前協議は不要です。

廃棄物処理法第 15 条の２の５第１項の規定に基づく特例届出を行う場合であって、非常災害のため廃棄物処理法第 15 条の２の５第２項に該当する場合は、事前協議は不要です。この場合、産業廃棄物処理施設において処理可能な一般廃棄物の種類は、産業廃棄物処理施設で通常処理されているものと同様の性状を有するものとなります。

8　最後に

事前協議のメリットは次のとおりです。

・事前説明を実施することにより、周辺住民との信頼感の醸成が図られ、円滑な施設設置及び運営が期待できます。

・事前協議の過程及び審査結果により、本格的な投資に値する計画か否かの判断に資することとなり、施設設置等の予定者にとっても投資リスクの回避に有効です。

・施設の設置等に関して、市町村長から生活環境の保全に係る意見が得られる他、関係機関から廃棄物処理法以外の法令に関係する意見を得ることができます。

別添１　主な関係法令等

別表１　主な関係法令と担当部局等

項目	根拠法令	担当部局等* （最寄りの問合せ窓口）
環境影響評価	岩手県環境影響評価条例	環境生活部環境保全課
農業振興地域の除外	農業振興地域の整備に関する法律	広域振興局の農政部（農林部）等
農地転用	農地法	
林地開発・保安林	森林法	農林水産部森林保全課 (広域振興局等の農政部等・市町村)
伐採及び伐採後の造林		農林水産部森林整備課 (広域振興局等の農政部等・市町村)
都市計画の決定	都市計画法	県土整備部都市計画課 （広域振興局の土木部等） （市町村 都市計画主管課）
開発行為		
景観計画届出対象行為	景観法	
特殊建築物の位置決定	建築基準法	県土整備部建築住宅課 （広域振興局の土木部等）
建築確認		
埋蔵文化財包蔵地の発掘	文化財保護法	教育委員会事務局生涯学習文化財課 （市町村教委 文化財担当課）
土地取引	国土利用計画法	環境生活部環境保全課 （市町村 土地取引担当課）
危険物貯蔵所の設置	消防法	所管消防署
道路自費工事	道路法	県土整備部道路建設課 （広域振興局の土木部等）
河川区域（流域）内の開発	河川法、特定都市河川浸水被害対策法	県土整備部河川課 （広域振興局の土木部等）
河川への排水（50 ㎥/日以上）		
土砂災害（特別）警戒区域内の行為	土砂災害防止法	県土整備部砂防災害課 （広域振興局の土木部等）
砂利採取施設の兼用	砂利採取法	環境生活部環境保全課 (広域振興局の保健福祉環境部等)
鳥獣保護区特別保護地区内の行為	鳥獣保護管理法	環境生活部自然保護課 (広域振興局の保健福祉環境部等)
自然公園内の行為	自然公園法、県立自然公園条例	
自然環境保全地域内の行為	自然環境保全法、岩手県自然環境保全条例	
大気汚染の防止	大気汚染防止法	環境生活部環境保全課 (広域振興局の保健福祉環境部等)
ダイオキシン類汚染の防止	ダイオキシン類対策特措法	
公共用水域の水質汚濁の防止	水質汚濁防止法	
土壌汚染の防止	土壌汚染対策法	
公害の防止	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	
騒音の防止	騒音規制法	市町村 環境主管課
振動の防止	振動規制法	
悪臭の防止	悪臭防止法	
合併処理浄化槽の設置	浄化槽法	環境生活部資源循環推進課 (保健所)
獣畜・魚介類・鳥類等の肉・皮・臓器等の処理	化製場等に関する法律	環境生活部県民くらしの安全課 (保健所)
肥料の製造・販売	肥料取締法	農林水産部農業普及技術課

※担当部局等は、事務移譲等により本記載と異なる場合があります。

別添２　周辺生活環境調査の実施について

１　周辺生活環境調査書等の提出を要する場合

事前協議を行う場合は、別添３ 別表 3-1 に示す場合を除き、周辺生活環境調査書等の提出が必要となります。なお、周辺生活環境調査書等の提出を要しない場合であっても、周辺生活環境の保全には十分に留意することとしてください。

２　周辺生活環境調査の範囲

周辺生活環境調査の対象範囲は、事業場の敷地境界から概ね 500m の範囲としてください。なお、別添３ ２に示す周辺地域の住民に事前説明を行う範囲（200m、300m、500m）とは異なるため留意してください。

３　周辺生活環境調査の方法

周辺生活環境調査の実施は、既存資料、現地踏査により行うものとしてください。

周辺生活環境調査の項目は、次ページ別表２のとおりとしてください。

周辺生活環境調査の結果は、これを正確に記録し、生活環境の保全対策に反映させることとしてください。

４　周辺生活環境調査書等（様式第 10 号(1)及び（2））の提出について

周辺生活環境調査の結果は次の資料により提出してください。

・周辺生活環境調査書（様式第 10 号(1)）

・生活環境の保全上留意すべき事項等（様式第 10 号(2)）

別表２　周辺環境調査の実施項目

項目	処理施設の種類			調査実施方法 （各項目について調査を行い、必要に応じて図面等を添付すること。）
	積替保管施設	中間処理施設	最終処分場	
土地の利用状況	○	○	○	処理施設周辺における利用形態、用途地域、宅地開発計画区域
既存施設の分布状況	○	○	○	処理施設周辺における学校、保育所、病院、老人ﾎｰﾑ、公園、住宅、店舗等その他これに準ずる施設（建物）の状況及びその位置
使用道路の状況	○	○	○	処理施設周辺における使用道路（国道又は県道から処理施設までの搬入道路等）の名称、幅員、交通量、その他特記事項（通学路、片側通行等）及びその道路の位置
放流経路等	○	○	○	処理施設からの放流水がおおむね主要河川等に至るまでの経路およびその位置。放流先水路等の名称、流量、水質（水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌群数の検査成績）、利水の状況、ただし、処理施設からの放流水がない場合は適用しない。
井戸の分布状況	－	○	○	処理施設周辺における井戸の分布（位置）、用途、利用者、利用形態
湧水の分布状況	－	○	○	処理施設周辺における湧水の分布（位置）、用途、利用者、利用形態
局地的気象の特徴	－	○	○	処理施設周辺における風向、風速、降雨等の特徴

備考１　事業者（処理業者を除く）については、現に事業活動を営んでいる場所に設置する場合には適用しない。

２　○表示は、調査が必要であることを示す。

別添３　事前説明の実施について

１　事前説明を行う場合

事前協議を行う場合は、別表 3-1 に示す場合を除き、事前説明が必要となります。なお、事前説明を要しない場合であっても、周辺住民等との合意形成には十分に留意することとしてください。

別表 3-1　事前説明を実施することを要しない場合

(1) 一般廃棄物処理施設にあっては、廃棄物処理法第９条第１項の規定による変更の許可を要しない変更（一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。）を行う場合

(2) 産業廃棄物処理施設にあっては、廃棄物処理法第 15 条の２の５第１項の規定に基づく届出又は廃棄物処理法第 15 条の２の６第１項の規定による変更の許可を要しない変更（産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。）を行う場合

(3) 自動車リサイクル施設にあっては、次に掲げる事項の変更を行う場合
ア　処理に伴い生ずる産業廃棄物の処理方法
イ　別表 3-2 に掲げる事項のいずれにも該当しない事項（廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。）

(4) 小規模再生事業施設にあっては、次に掲げる事項の変更に該当しない変更を行う場合
ア　一般廃棄物の再生に係る事業の内容
イ　事業の用に供する小規模再生事業施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要

(5) その他処理施設にあっては、次に掲げる事項の変更を行う場合
ア　処理に伴い生ずる産業廃棄物の処理方法
イ　別表 3-2 に掲げる事項のいずれにも該当しない事項（産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。）

(6) 事業者が現に事業活動を営んでいる場所に廃棄物処理施設等の設置等を行う場合

(7) (1)から(5)に規定する施設であって移動式施設の設置等を行う場合

備考：(6)の「事業者」には、処理業者（廃棄物処理業として他人の廃棄物を処理する者）は含まれません。

別表 3-2　自動車リサイクル施設及びその他処理施設に係る住民説明を要する変更の内容

自動車リサイクル施設	1　処理能力に係る変更であって、当該変更により当該処理能力が 10 パーセント以上変更されるに至るもの
	2　主要な設備（破砕業の施設に係る保管設備を除く。）に係る変更又は設計計算上達成することのできる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなる変更
その他処理施設	1　処理能力に係る変更であって、当該変更により当該処理能力が 10 パーセント以上変更されるに至るもの
	2　位置又は処理方式 ※ 積替施設の位置または積替保管施設における保管場所の位置のみの変更は除く。）
	3　構造及び設備に係る変更であって、次の(1)から(14)までに掲げるその他処理施設の種類に応じ、(1)から(14)までに掲げる設備に係るもの又は設計計算上達成することのできる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの (1) 汚泥の脱水施設であって、１日当たりの処理能力が 10 立方メートル以下のもの　脱水機 (2) 汚泥の乾燥施設であって、１日当たりの処理能力が 10 立方メートル（天日乾燥施設にあっては、100 立方メートル）以下のもの　乾燥設備 (3) 汚泥（ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれにも該当しないもの　燃焼室 ア　１日当たりの処理能力が５立方メートルを超えるもの イ　１時間当たりの処理能力が 200 キログラム以上のもの ウ　火格子面積が２平方メートル以上のもの (4) 廃油の油水分離施設であって、１日当たりの処理能力が 10 立方メートル以下のもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第３条第 14 号の廃油処理施設を除く。）　油水分離設備 (5) 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であって、次のいずれにも該当しないもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第３条第 14 号の廃油処理施設を除く。）　燃焼室 ア　１日当たりの処理能力が１立方メートルを超えるもの イ　１時間当たりの処理能力が 200 キログラム以上のもの ウ　火格子面積が２平方メートル以上のもの (6) 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、１日当たりの処理能力が 50 立方メートル以下のもの　中和槽 (7) 廃プラスチック類の破砕施設であって、１日当たりの処理能力が５トン以下のもの　破砕機 (8) 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれにも該当しないもの　燃焼室 ア　１日当たりの処理能力が 100 キログラムを超えるもの イ　火格子面積が２平方メートル以上のもの (9) 産業廃棄物の焼却施設（(3)、(5)及び(8)に掲げるものを除く。）であって、次のいずれにも該当しないもの　燃焼室 ア　１時間当たりの処理能力が 200 キログラム以上のもの イ　火格子面積が２平方メートル以上のもの (10) 木くずの破砕施設であって、１日当たりの処理能力が５トン以下のもの　破砕機 (11) 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片の破砕施設であって、１日当たりの処理能力が５トン以下のもの　破砕機 (12) 工作物の除去に伴って生じたアスファルトの熱解砕施設　熱解砕機 (13) 動物のふん尿又は有機汚泥の堆肥化施設　発酵設備 (14) (1)から(13)までに掲げる施設以外の処理施設　主要な設備（中間処理施設に係る保管設備を除く。）
	4　処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量（排出の方法又は量の増大に係る変更の場合に限る。）又は処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	5　維持管理に関する計画に係る事項 (1) 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値（当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもののみを行う場合を除く。） (2) 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項 (3) (1)及び(2)のほか、維持管理に関する事項

※ 自動車リサイクル施設における処理能力とは、解体業の場合には「使用済自動車の保管台数」を、破砕業の場合には「破砕（破砕前処理）能力」とします。

2　事前説明の対象者

事前説明の対象者は次のとおりです。

(1) 施設設置事業場の周辺地域の居住者

原則として積替保管施設は事業場の用地から 200m、中間処理施設の場合は 300m、最終処分場の場合は 500mの範囲に居住する者を想定していますが、このほか下記のように、この範囲以外に影響が及ぶと想定される場合は、個別事案に応じ事前説明の対象範囲を設定してください。

周辺地域の「居住者」には「事務所」、「店舗」等は含まれませんが、住居を兼ねている場合は事前説明の対象となりますので留意してください。

【事前説明の対象範囲を拡大する場合の例】

・焼却施設において最大濃度出現距離が事業場の用地から 300m の範囲を超える場合等、設置条件や気象条件を勘案して生活環境に対する影響が及ぶ範囲が上記の範囲を超える場合

・施設の設置等に対し、想定した周辺地域以外の住民の相当数が反対している場合

・設置予定の市町村又は隣接する市町村から説明対象を拡大すべき旨の意見があった場合　等

(2) 施設設置事業場に隣接する土地の所有者

「隣接する」とは事業場用地が含まれる土地と筆と筆が接することを意味します。ただし、事業場用地を含む土地が広大な土地の一部である場合等であって、事業場用地から、積替保管施設においては概ね 200m・中間処理施設においては概ね 300m・最終処分場においては概ね 500m 以上離れている場合を除きます。

なお、隣接地所有者が死亡した等の理由により相続された場合、事前説明は当該土地を相続した者全てに行ってください。

(3) 搬入道路（新たに取り付けるものを含む）に隣接する区域の居住者

搬入道路は、「廃棄物の搬入により交通に支障が生ずるおそれがあるもの」（条例規則第 16 条第 7 項第 3 号）として、搬入道路の幅員が 5m 以下である場合などを想定しています。

(4) 施設設置事業場からの放流水の放流先水路等の管理者及び利水権者

処理施設自体からの排水がない場合であっても、事業場から雨水等を放流する場合は、放流先水路管理者及び利水権者に対して事前説明を行ってください。

3　事前説明資料の作成

事前説明は説明資料を用いて行ってください。説明資料には以下の項目に係る内容が漏れなく記載されていることを確認してください。

【事前説明資料に記載すべき事項】

(1) 事業計画の概要

(2) 廃棄物処理施設等の設置場所

(3) 廃棄物処理施設等の種類、処理方式及び処理能力

(4) 廃棄物処理施設等において処理する廃棄物の種類

(5) 当該協議に係る産業廃棄物の種類ごとの最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該廃棄物処理施設等における処理により生じる産業廃棄物の処理を委託する場合にあっては、委託する処理の内容、予定している受託者の氏名又は名称並びに事業場の名称及びその所在地を含む。）

(6) 廃棄物処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画

(7) 廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画

(8) 生活環境に対する影響及びその保全対策

・廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項を含むこととしてください。

【留意事項】

・協議に係る事業場において他に廃棄物処理施設等を設置している場合にあっては、当該廃棄物処理施設等に係る事業に関する上記(1)～(8)に掲げる事項についても説明が必要です。

・協議の途中で事前説明資料の記載内容に変更が生じた場合は、事前説明をやり直す必要がある場合がありますので、事前説明資料はよく検討した上で作成してください。

4　事前説明の実施

説明は次のいずれかの方法で行なう必要があります。可能な限り(1)の方法で行ってください。なお、(2)には、放流先水路の管理者及び利水者に対する説明の場合は耕作者、漁業者等団体の代表者を通じて間接的に説明を行う方法も含まれます。

【事前説明の実施方法】

(1) 説明会を開催し、説明を行う方法

(2) 関係住民等に対し個別に説明を行う方法（自治会長、町内会長等地域の代表者を通じて間接的に説明を行う方法を含む。）

【留意事項】

・当該計画に対し周辺住民等が反対している場合は、合意形成を図ることその他の相互連携のために必要な措置を講ずるよう努めてください。

5　事前説明結果書（様式第 9 号）の提出について

事前説明の結果は次の資料により提出してください。

・事前説明結果書（様式第 9 号）

・事前説明対象者一覧表

・事前説明に使用した資料

【留意事項】

・事前説明結果書は各個人又は各団体ごとに作成してください。

・説明会を開催して説明を行った場合は、説明会に出席された個人ごとに作成してください。

・自治会や関係団体等の代表者を通じて間接的に説明を行った場合は、当該代表への説明に係る結果書のみの添付で構いませんが、対象者一覧表には、事前説明の対象となる者すべてを記載してください。

別添４　事前協議書に添付する書類

別表４　事前協議書に添付する書類

No.	項目		新規			変更			譲受け又は借受け		
			積替保管施設	中間処理施設	最終処分場	積替保管施設	中間処理施設	最終処分場	積替保管施設	中間処理施設	最終処分場
【様式】											
0	事前協議書・表紙	様式第７号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1	事業計画書	様式第８号(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	排出事業者名簿	様式第８号(2)	○	○	○	※	※	※	○	○	○
3	処理委託先処理業者名簿	様式第８号(3)	○	○	○	※	※	※	○	○	○
4	廃棄物処理施設等設置等事前説明結果書	様式第９号	○	●	○	■	■	■	○	●	○
5	周辺生活環境調査書	様式第10号(1)	○	●	○	■	■	■	○	●	○
6	生活環境の保全上留意すべき事項等	様式第10号(2)	○	●	○	■	■	■	○	●	○
7	廃棄物処理施設等変更設備等対照表	様式第11号	－	－	－	○	○	○	－	－	－
8	積替え・積替えのための保管施設計画書	様式第12号	○	－	－	※	－	－	－	－	－
9	中間処理施設計画書	様式第13号	－	○	－	－	※	－	－	－	－
10	最終処分場計画書	様式第14号	－	－	○	－	－	※	－	－	－
11	出入口への表示立札	様式第17号	○	○	－	※	※	－	－	－	－
【図面等】											
12	位置図		○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	見取図		○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	構造図		○	○	○	※	※	※	－	－	－
15	土地の登記事項証明書		○	○	○	※	※	※	○	○	○
16	公図		○	○	○	※	※	※	○	○	○
17	施設設置事業場用地の現況写真		○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	求積図		○	○	○	※	※	※	－	－	－
19	賃貸借契約書の写し		○	○	○	※	※	※	○	○	○
20	施設設置事業場平面図		○	○	○	※	※	※	○	○	○
21	施設設置事業場縦横断図		○	○	○	※	※	※	－	－	－
22	処理工程図		○	○	○	※	※	※	－	－	－
23	現況平面図		－	－	○	－	－	※	－	－	－
24	配置平面図		－	－	○	－	－	※	－	－	－
25	埋立平面図		－	－	○	－	－	※	－	－	－
26	横断図		－	－	○	－	－	※	－	－	－
27	縦断図		－	－	○	－	－	※	－	－	－
28	地質調査報告書（地質柱状図、透水係数計算書を含む。）		－	－	○	－	－	※	－	－	－
29	事業計画工程書		－	－	○	－	－	※	－	－	－
30	設計計算書・仕様書		○	○	○	※	※	※	－	－	－
31	管理体制系統図		○	○	○	※	※	※	○	○	○
32	運転管理仕様書		○	○	○	※	※	※	○	○	○
33	保管計画図		○	○	－	※	※	－	－	－	－
34	保管面積・保管容量計算書		○	○	－	※	※	－	－	－	－
35	実証試験結果及びその評価		◇	◇	◇	※	※	※	－	－	－
36	標準作業書		▲	▲	－	※	※	－	▲	▲	－

備考　１　事前協議の内容及び廃棄物処理施設等の種類に応じて、○印の付された書類等を添付すること。

２　※印の付された書類等については、内容に変更がある場合に限り、添付すること。

３　●印の付された書類等については、移動式施設に係る事前協議においては添付を要しないこと。

４　■印の付された書類等については、規則第16条第10項の場合には添付を要しないこと。

５　廃棄物処理施設等を譲り受け、又は借り受ける場合にあっては、廃棄物処理施設等の許可証（廃棄物処理法第８条第１項及び第15条第１項の許可を要する場合に限る。）、産業廃棄物処理業の許可証、譲渡契約書等の写しを添付すること。

６　解体業の用に供する自動車リサイクル施設については積替保管施設に、破砕業の用に供する自動車リサイクル施設については中間処理施設に準じて書類等を添付すること。

７　施設設置事業場縦横断図については、土木工事（造成工事）がある場合に限り、添付すること。

８　◇印の付された書類等については、これまで岩手県内において廃棄物の処理に用いられたことがない構造又は処理方法により廃棄物を処理する施設を設置しようとする場合に限り、添付すること。

９　▲印の付された書類等については、自動車リサイクル施設に係る事前協議である場合に限り、添付すること。

右欄に様式の網掛け部分の説明及び記載例を示します。

様式第７号（第 16 条関係）

（第一面）

年　月　日

岩手県知事　　様

協議者　住所
氏名　①
（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電話番号

廃棄物処理施設等設置等（変更）事前協議書

廃棄物処理施設等の設置（譲り受け、借り受け、変更）をしたいので、循環型地域社会の形成に関する条例第24条第　項の②により、関係書類及び図面を添えて協議します。

廃棄物処理施設等の種類（メーカー名、型式）		（　③　）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第７条第　号に該当（産業廃棄物処理施設の場合のみ記載）
設置の場所（所在地）		④	
廃棄物処理施設等の処理能力		m^3・t/日（　）時間 m^3・　⑤　間 埋立（保有）面積　m^2 埋立（保管）容量　m^3	事業場面積 ⑥　m^2
処理する廃棄物の種類			
変更の内容・理由（変更の場合）			
廃棄物処理施設等の構造等に関する計画	構造及び設備の概要		
	処理方式の概要		
	放流水 排水の処理方法		
	放流水 放流水の水質		
	放流水 排水の量	（水量）　m^3/日	
	放流水 放流先の概要		
	排ガス 排ガスの処理方法		
	排ガス 排ガスの性状		
	排ガス 排ガスの量	（排ガスの量）　Nm^3/日	
着工予定年月日		年　月　日	
使用開始年月日		年　月　日	

（Ａ４）

チェック欄

別添５　様式の記載方法

① **日付・住所**（法人にあっては主たる事務所の所在地）・**氏名**（法人にあっては法人名称及び代表者の氏名）を漏れなく記載してください。協議者の押印は省略可能です。行政書士による代理・代行の場合は、記名の上職印を押印し、委任状を添付してください。（行政書士法施行規則第 9 条第 2 項及び第 11 条）

② 「設置（譲り受け、借り受け、変更）」については、不要なものを二重線で見え消しにしてください。また、条例第 24 条の第何項に該当するか記載してください。

③ 設置予定施設の種類により下記を参考として具体的に記載してください。

【記載例】

ア　積替保管施設：（具体的な廃棄物の種類）の積替保管施設
イ　中間処理施設：汚泥の脱水施設、廃プラスチック類の焼却施設
ウ　最終処分場：産業廃棄物の最終処分場（安定型）、産業廃棄物の最終処分場（管理型）、一般廃棄物の最終処分場
エ　自動車リサイクル施設：解体業、破砕業

【留意事項】

・廃棄物処理法施行令第 7 条の各号に掲げる施設（産業廃棄物処理施設）の場合は、「がれき類の破砕施設」など同条の各号に掲げる名称を参照して記載するとともに、該当する同条の号番号を右欄に記載してください。
・それ以外の場合は、「動物のふん尿の堆肥化施設」など処理方式を勘案し適切な名称としてください。

④ 施設設置事業場用地の地割地番を、土地登記簿謄本のとおり漏れなく記載してください。移動式施設にあっては「盛岡市を除く岩手県内の排出事業場」と記載し、併せて駐機場所の地割地番を記載してください。

【留意事項】　**住所（住居表示番号）ではありません。**
複数の筆の場合は、当該筆をすべて記載してください。

⑤ 設置予定施設の種類により、下記を参考として具体的に記載してください。なお、処理能力の算定に当たっては根拠となる設計計算書を添付し、設計計算書における数値(特に係数)は、設定した根拠、文献等の資料を提出してください。また、「m^3」と「t」については、不要なものを二重線で見え消しにしてください。

【留意事項】

ア　積替保管施設：保管面積及び保管容量の合計値（保管場所が複数ある場合は保管場所ごとに記載してください。）
イ　中間処理施設：1 日当たりの処理能力及び 1 時間当たりの処理能力、稼働時間
※　1 日当たりの処理能力は、施設の稼働時間が 8 時間未満の場合は 8 時間稼動に換算してください。また、8 時間以上稼動する場合は、1 時間当たりの処理能力に稼働時間を乗じて算出してください
ウ　最終処分場：埋立面積及び埋立容量
エ　自動車リサイクル施設：（解体業）使用済自動車の保管台数、（破砕業）処理能力

⑥ 添付書類の「求積図」により求めた事業場の面積を記載してください。

様式第７号（第 16 条関係）

（第一面）

年　月　日

岩手県知事　　様

協議者　住所
氏名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電話番号

廃棄物処理施設等設置等（変更）事前協議書

廃棄物処理施設等の設置（譲り受け、借り受け、変更）をしたいので、循環型地域社会の形成に関する条例第24条第　項の規定により、関係書類及び図面を添えて協議します。

廃棄物処理施設等の種類（メーカー名、型式）		（　　）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第７条第　号に該当（産業廃棄物処理施設の場合のみ記載）	
設置の場所（所在地）				
廃棄物処理施設等の処理能力		m^3・t/日（　）時間 m^3・t/時間 埋立（保管）面積　m^2 埋立（保管）容量　m^3	事業場面積　m^2	
処理する廃棄物の種類		⑦		
変更の内容・理由（変更の場合）		⑧		
廃棄物処理施設等の構造等に関する計画	構造及び設備の概要	⑨		
	処理方式の概要	⑩		
	放流水　排水の処理方法			
	放流水　放流水の水質			
	放流水　排水の量	（水量）　m^3/日		
	放流水　放流先の概要			
	排ガス　排ガスの処理方法			
	排ガス　排ガスの性状			
	排ガス　排ガスの量	（排ガスの量）　Nm^3/日		
着工予定年月日		年　月　日		
使用開始年月日		年　月　日		

（Ａ４）

チェック欄

⑦　原則として次の種類を記載し、記載例を参考に具体的な内容を記載してください。

【廃棄物の種類】

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、廃棄物を処分するために処理したもの

【記載例】

汚泥（下水汚泥、有機性汚泥、無機性汚泥）
廃油（廃溶剤、固形油、油泥）
がれき類（コンクリート廃材、アスファルト廃材）
汚泥（特別管理産業廃棄物・鉛を含むことにより有害な汚泥）
使用済自動車（解体業）または解体自動車（破砕業）　･･･自動車リサイクル施設の場合

【留意事項】

・石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物を含む場合は、その旨を明記してください。
・一般廃棄物であるものについては、その旨を明記してください。

⑧　変更協議の場合、変更の内容及び変更する理由の概要を記載してください。
詳細については、様式第８号（1）「事業計画書」及び様式第 11 号「廃棄物処理施設等変更設備等対照表」に記載してください。

⑨　廃棄物処理施設等の**構造及び主要な設備の概要**について、下記を参考として記載してください。

【記載例】

ア　積替保管施設：廃棄物の受入設備、積み替え（選別）設備、積み替え（選別）後の保管設備　など
イ　中間処理施設：受入設備、処分のための保管設備、処理施設、処分後の保管設備、排水・排ガス処理設備　など
ウ　最終処分場　：えん堤の構造、受入から埋立までの展開検査設備などの各設備、地下水検査設備、浸透水採取設備、調整池、水処理設備　など

⑩　設置予定施設の種類により、下記を参考として記載してください。

【記載内容】

ア　積替保管施設：積替保管の方法（保管容器の使用・建屋内保管の有無、選別方法など）
イ　中間処理施設：中間処理施設の種類に応じた**具体的な処理の方式**
　【記載例】　脱水施設　→　フィルタープレス、ロールプレス　など
　破砕施設　→　横型２軸破砕　など
　焼却施設　→　バッチ式焼却、ロータリーキルン、直接溶融　など
ウ　最終処分場：埋立方式（セル方式、サンドイッチ方式など）

様式第７号（第 16 条関係）

（第一面）

年　月　日

岩手県知事　　様

協議者　住所
氏名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電話番号

廃棄物処理施設等設置等（変更）事前協議書

廃棄物処理施設等の設置（譲り受け、借り受け、変更）をしたいので、循環型地域社会の形成に関する条例第24条第　項の規定により、関係書類及び図面を添えて協議します。

廃棄物処理施設等の種類（メーカー名、型式）		（　　）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第７条第　号に該当（産業廃棄物処理施設の場合のみ記載）
設置の場所（所在地）			
廃棄物処理施設等の処理能力		m^3・t/日（　）時間 m^3・t/時間 埋立(保管)面積　m^2 埋立(保管)容量　m^3	事業場面積 m^2
処理する廃棄物の種類			
変更の内容・理由（変更の場合）			
廃棄物処理施設等の構造等に関する計画	構造及び設備の概要		
	処理方式の概要		
	放流水　排水の処理方法	⑪	
	放流水　放流水の水質	⑫	
	放流水　排水の量	（水量）　m^3/日 ⑬	
	放流水　放流先の概要	⑭	
	排ガス　排ガスの処理方法	⑮	
	排ガス　排ガスの性状	⑯	
	排ガス　排ガスの量	（排ガスの量）　Nm^3/日 ⑰	
着工予定年月日		年　月　日 ⑱	
使用開始年月日		年　月　日	

（Ａ４）

チェック欄

⑪　廃棄物処理施設等から放流される排水（**廃棄物に接した雨水排水を含む**）の処理方法並びに放流口の数、位置等を記載してください。
【処理方法の例】　凝集沈殿処理、油水分離処理、沈殿分離槽による処理など　☐

⑫　上記の処理により設計計算上達成できる放流水の水質を記載してください。
（定常運転を行った際の設計計算値を記載してください。）　☐

⑬　設計計算上の排水量を記載してください。
（廃棄物処理施設等から排水が放流される場合（**廃棄物に接した雨水排水を含む**）には、排水量の設計計算書を添付してください。）　☐

⑭　放流先の水路等の名称、流量、管理者などを記載してください。　☐

⑮　廃棄物処理施設等から発生する排ガスの処理方法、煙突の数、煙突の設置位置、煙突の高さ等を記載してください。
【処理方法の例】
冷却装置で 200 度以下に冷却した後、活性炭・消石灰を吹き込みバグフィルターでばいじんを捕集する。
【留意事項】
焼却施設における焼却処理など処理に伴い排ガスが生じる場合のみ記載してください。運搬車両、重機等のエンジンから発生する排ガスは除きますので留意してください。　☐

⑯　上記の処理により設計計算上達成できる排ガス中のダイオキシン類濃度、ばいじん濃度などをダイオキシン類対策特別措置法、大気汚染防止法に基づく規制対象物質ごとに記載してください。（定常運転を行った際の設計計算値を記載してください。）　☐

⑰　設計計算上の排ガス量を記載してください。　☐

⑱　事前協議書を提出する時点における着工予定年月日及び使用開始予定年月日について記載してください。または、「事前協議が調い次第」等のように記載してください。　☐

（第二面）

廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		①
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		②
	その他廃棄物処理施設等の維持管理に関する事項		③
災害防止のための計画（廃棄物の最終処分場である場合）			④
汚泥等又は焼却灰等の処分方法	特別管理（産業・一般）廃棄物以外の廃棄物	区　分	自家処分　委託処分
		処分方法	⑤
	特別管理（産業・一般）廃棄物	区　分	自家処分　委託処分
		処分方法	
埋立処分の計画（最終処分場の場合）			⑥
廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			⑦
※事務処理欄			

（Ａ４）

チェック欄

① 廃棄物処理施設等の周辺の生活環境の保全を考慮したうえで自ら達成することとした排ガスの濃度、放流水の水質等を記載してください。また、破砕施設にあっては粉じん及び敷地境界における騒音、振動など、堆肥化施設など悪臭を発生する施設にあっては敷地境界における悪臭物質の濃度など、**当該処理施設において取扱う廃棄物の性状及び処理施設の種類に応じ必要な項目について記載してください。**

【留意事項】

法令等の基準値がある場合は、基準値を超過した値に設定することはできません。

② 自ら実施することとした排ガスの濃度等（放流水の水質、騒音、振動、粉じん、悪臭など）の測定頻度、測定箇所数等を記載してください。

【留意事項】

法令等で測定頻度が規定されている場合は、規定された測定頻度を下回って設定することはできません。

③ 上記以外の維持管理に関する事項（施設の点検等に関する事項、廃棄物の保管施設における飛散流出防止措置など）を記載してください。

④ 防災調整池における洪水調整の計画、土砂流出の防止計画等について記載してください。

【記載例】

土砂流出：土砂流出防止のため、石積の擁壁を設け、定期的に点検する。
地すべり：地表水の浸透防止工、地すべり防止工を設ける。
地盤沈下：杭基礎工、ケーソン基礎工などの沈下防止工を行う。

⑤ 処理に伴い生じる焼却灰、汚泥その他の廃棄物の処分方法を具体的に記載してください。
中間処理後の廃棄物のリサイクルを目的とした施設（破砕施設など）の場合は、売却できない規格外製品の処分方法の計画を記載してください。

【記載例】

木くず　：パーティクルボードの原料の規格外製品については、○○会社の焼却施設において焼却処理を委託する。
がれき類：再生路盤材の規格に該当しない場合は、安定型最終処分場に埋立処分を依頼する。

⑥ 処分場内における埋立の順序、埋立法面の形状、埋立の高さ、埋立終了予定年月日及び埋立終了後に行う維持管理の内容などを記載してください。

⑦ 廃棄物処理施設への搬入及び処理残渣等の搬出の手段、その経路及び時間等を記載してください。

様式第８号（1）（第 16 条関係）

チェック欄

事　　業　　計　　画　　書

①

（作業のフローシート）

②

備考　一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

（Ａ４）

① 次の事項について記載してください。

(1) 事業の必要性について記載してください。(県外業者の場合は特に本県で事業を行う必要性について記載してください。)

(2) どのような業種のどのような工程から排出される廃棄物をどのように処理（積み替えのための保管、中間処理、最終処分）するのか及び処理残渣をどのように処分するのかを具体的に記載してください。

(3) 廃棄物を中間処理後に再生利用する場合は、求められる規格（粒度、物性等）、品質及びその管理方法について記載してください。

(4) 廃棄物を処理したものを販売する場合は、販売に係る詳細（販売量、販売価格、引渡し条件(引渡し場所など)、品質規格等、運搬する者及び運搬費を負担する者）について記載してください。

(5) 処理の受託にあたって、契約書による委託契約の締結、マニフェストの使用のほか関連法規の遵守について記載してください。(排出事業者が自ら処理を行う場合は記載する必要はありません。)

(6) 積替保管施設において分別・選別を行う場合は、当該行為に係る委託契約締結上の留意事項について記載してください。

(7) 変更協議の場合は、その理由について詳細に記載してください。また、上記(1)～(6)の事項に変更があった場合は、当該変更内容についても記載してください。

【留意事項】

(2)について、排出事業者名簿及び処理委託先処理業者名簿との整合を図ってください。また、作業のフローシートとの整合を図ってください。

(3)及び(4)の場合は、再生利用又は販売するための規格に適合しないものの処分方法についてもあわせて記載してください。

② 次の事項について、フロー図により簡潔に記載してください。

(1) 廃棄物の排出者・排出工程・業種・排出場所

(2) 協議施設までの運搬方法・運搬者

(3) 協議施設における処理の概要（詳細な作業工程は「処理工程図」に記載してください。）

(4) 処理後の廃棄物の処理委託（売却）先までの運搬方法・運搬者

(5) 処理委託（売却）先における処分（使用）方法・処理委託（売却）先業者名・業種等

様式第８号（2）（第 16 条関係）

排　出　事　業　者　名　簿

事　業　者　名	事業場の所在地	廃棄物の種類、排出工程及び性状	受託予定量
①	②	③	④

備考１　「廃棄物の種類、排出工程及び性状」欄は、一般廃棄物又は産業廃棄物の区分、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令による区分を明記してください。

２　「受託予定量」欄には、単位も記載してください。

（Ａ４）

チェック欄

① 産業廃棄物は業種限定があるものもあることから、**排出事業者の業種も併せて記載**してください。 ☐

② 「事業場の所在地」が県外である場合、「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」に基づく搬入事前協議の対象となりますので留意してください。 ☐

③ 様式第７号(第１面)及び様式第８号(1)の記載内容と整合を図ってください。

また、一般廃棄物・産業廃棄物の区分、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令による区分を明記してください。 ☐

④ 「受託予定量」が施設の処理能力を勘案し適正な量であるか確認し、**単位（ｔ／月など）を忘れずに記載**してください。

なお、**積替保管施設においては、当該施設における１日あたりの平均的な搬出量の数値の基となる数値**になりますので留意してください。 ☐

様式第８号（3）（第 16 条関係）

処理委託先処理業者名簿

処理業者名	処理施設の所在地	廃棄物の種類及び性状	処理の方法	許可年月日許可番号
		①		

備考１　「廃棄物の種類及び性状」欄は、一般廃棄物又は産業廃棄物の区分を明記してください。

２　廃棄物を処理したものを売却する場合は、売却先について記載してください。

（Ａ４）

チェック欄

① 処理委託先処理業者が県外の業者の場合、**当該処理業者の産業廃棄物処分業の許可証の写しを添付**してください。

廃棄物を処理したものを売却する場合は、売却先について記載してください(売却に関する詳細は、事業計画書に記載してください)。

この場合、「処理方法」欄には、「○○○として売却」のように記載してください。

□

様式第９号（第 16 条関係）

廃棄物処理施設等設置等事前説明結果書

対象者	対象者（団体）名	① 電話番号
	団体の代表者氏名	② 電話番号
	対象者住所	③
	団体の代表者住所	④
	対象者区分	⑤
	団体中の対象者	⑥
事前説明	説明日時	⑦
	説明実施場所	
	説明者	⑧
	説明方法	⑨
説明に対して提出された意見、要望等		⑩
意見、要望等に対して講ずる措置		⑪
その他参考となる事項		

備考１　「対象者区分」欄は、第16条第７項の区分に従って記載してください。

２　対象者区分を明記した事前説明対象者一覧表を別途作成し、添付してください。

３　事前説明に使用した資料を１部添付してください。

⑫　　（Ａ４）

チェック欄

①　対象者が団体（企業・公共団体・組合・自治会・町内会等）の場合には、当該団体の名称（○○町内会、㈱○○など）を記載してください。	☐
②　対象者が団体の場合には、当該団体の代表者の職・氏名・電話番号を記載してください。対象者が個人の場合には記載不要です。	☐
③　対象者が団体の場合には、当該団体の所在地を記載してください。	☐
④　対象者が団体の場合には、当該団体の代表者の住所を記載してください。個人の場合には記載不要です。	☐
⑤　事前説明対象者の区分を記載してください。周辺地域の居住者・隣接土地の所有者・搬入道路に隣接する区域の居住者・放流先水路等の管理者及び利水権者等	☐
⑥　対象者が団体の場合には、実際に説明を行った相手の職・氏名を記載してください。	☐

⑦　説明を実施した日付・時間・場所を記載してください。	☐
⑧　説明を実施した者の職・氏名を記載してください。	☐
⑨　説明会の開催・戸別訪問・地域の代表者を通しての説明の区別、説明資料の配布の有無等について説明してください。事前説明を関係住民等の団体の代表者に対して行った場合は、その代表者から各説明対象者にどのような方法で周知を行ったかを記載してください。	☐
⑩　賛成意見・反対意見・要望等について漏れなく記載してください。	☐
⑪　上記意見・要望等について回答した内容及び講ずる措置の内容を記載してください。	☐
⑫　「**事前説明対象者一覧表**」及び「**事前説明に使用した資料**」を添付してください。	

様式第 10 号（1）（第 16 条関係）

廃棄物処理施設等設置等周辺生活環境調査結果書

土地の利用状況	（利用形態、用途地域、宅地開発計画区域）（別添図　） ①					
既存施設の分布状況	（学校、保育所、病院、老人ホーム、公園、住宅、店舗等）（別添図　） ②					
使用道路の状況	名　称	幅員（m）	交通量（台／日）	特記事項	（別添図　）	
	③					
放流経路等	放流経路	放流先水路	名　称			
	（別添図　）		流　量 ④			
			水　質	別添検査成績書	別添検査成績書	別添検査成績書
			利水状況			
井戸の分布状況	（分布（別添図　）、用途、利用者、利用形態） ⑤					
湧水の分布状況	（分布（別添図　）、用途、利用者、利用形態）					
局地的気象の特徴	（風向、風速、降雨等） ⑥					

注　放流先水路の水質については、検査成績書を添付してください。

（Ａ４）

※ 本様式は、「周辺住民等への事前説明（様式第 9 号）」において説明を行うこととされている「生活環境に対する影響」について、協議者が調査を行った結果を整理する様式です。

チェック欄

※周辺生活環境調査は、事業場の敷地境界から概ね 500m の範囲を対象としてください。	□
①　処理施設周辺における利用形態、用途地域、宅地開発計画区域などについて記載するとともに必要に応じ図面を添付してください。 （都市計画区域内である場合には、市街化区域、市街化調整区域などの区域区分及び工業地域、商業地域などの用途区分を記載してください。）	□
②　処理施設周辺における学校、保育所、病院、老人ホーム、公園、住宅、店舗等その他これに準ずる施設（建物）の状況及びその位置について記載するとともに必要に応じ図面を添付してください。 **【留意事項】** 処理施設の周辺に学校、保育所、病院、老人ホーム、公園、住宅、店舗その他これに準ずる施設（建物）がある場合は、搬入、搬出等における配慮の具体的な方法を様式第 10 号(2)「生活環境の保全上留意すべき事項等」に記載して下さい。	□
③　処理施設周辺における使用道路（国道又は県道から処理施設までの搬入道路等）の名称、幅員、交通量、その他特記事項（通学路、片側通行等）及びその道路の位置について記載するとともに必要に応じ図面を添付してください。 **【留意事項】** 搬入道路が既設道路であって幅員が 5m 以内の場合については、搬入道路隣接区域に居住する者に対し事前説明をする必要があります。	□
④　処理施設からの放流水がおおむね主要河川等に至るまでの経路及びその位置、放流先水路等の名称、流量、水質（水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌群数の検査成績）、利水の状況について記載するとともに必要に応じ図面等を添付してください。 **ただし、すべての施設及び保管場所等が屋内である場合や、事業場から放流される水（廃棄物に接した雨水等）が発生しない場合には、当該欄への記載及び検査成績書の添付は不要です。**	□
⑤　処理施設周辺における井戸の分布（位置）、用途、利用者、利用形態について記載するとともに必要に応じ図面を添付してください。	□
⑥　処理施設周辺における風向、風速、降雨等の特徴について、既存測定データをもとに記載してください。	□

様式第 10 号（2）（第 16 条関係）

生活環境の保全上留意すべき事項等

生活環境の保全上留意すべき事項
上記事項に係る生活環境の保全対策

備考　調査結果に基づく留意事項について検討し、保全対策の検討結果を記載してください。

（Ａ４）

※ 本様式は、「周辺住民等への事前説明（様式第 9 号）」において説明を行うこととされている「生活環境に対する影響」について、協議者が調査を行った結果を整理する様式です。

「廃棄物処理施設等周辺生活環境調査結果書」を勘案し、処理施設の稼動による粉じん、騒音、振動、悪臭、大気汚染、水質汚濁などについて、生活環境の保全上留意すべき事項及び保全対策を記載してください。

【保全対策の例】

粉　じ　ん：破砕機に付属している散水装置により散水し、粉じんを防止する。
騒音、振動：防音壁を設けることにより、○○dB 低下させる。
悪　　臭：処分のための保管施設から発生する悪臭については、吸引しオゾン脱臭するほか必要に応じ脱臭剤を散布する。
大気汚染：排ガス処理装置により処理する。
水質汚濁：SS については凝集沈澱処理を行う。油分については油水分離槽により分離し適正に処理する。

収集運搬車両が通行することにより周辺の土地利用や既存施設に与える影響について、搬入時間等の運搬計画をどのように配慮するかなどの観点から記載してください。

チェック欄

□

様式第 11 号（第 16 条関係）

廃棄物処理施設等変更設備等対照表

変更の内容		変更前	変更後
廃棄物処理施設等の種類（メーカー名、型式）		（　　）	（　　）
設置の場所（所在地）			
廃棄物処理施設等の処理能力		m^3・t/日（　）時間 m^3・t/時間 埋立(保管)面積　m^2 埋立(保管)容積　m^3	m^3・t/日（　）時間 m^3・t/時間 埋立(保管)面積　m^2 埋立(保管)容積　m^3
処理する廃棄物の種類			
構造等に関する計画	構造及び設備		
	処理方式		
	排ガス及び排水の処理方法		
	排ガスの性状及び放流水の水質		
	排ガス及び排水の量		
	その他廃棄物処理施設等の構造等に関する事項		
廃棄物処理施設等の附帯設備			
維持管理に関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他廃棄物処理施設等の維持管理に関する事項		

備考　「廃棄物処理施設等の附帯設備」欄は、設備名、方式、能力及び数量を記載してください。

（Ａ４）

チェック欄

□

変更前と変更後を対比させて記載してください。

処分のための保管施設などを変更する場合は、「廃棄物処理施設等の附帯設備」の欄に記載してください。

※　「変更前」の各欄には、現行の内容等について必ず記載してください。

※　「変更後」の各欄には、記入漏れと区別するため、変更がない場合「変更なし」と記載し、廃棄物処理施設等の処理能力に変更がない場合は、「変更後」の欄に斜線を引いてください。

【留意事項】

変更箇所に関する添付資料は、変更前と変更後のものを両方添付してください。

ただし、仕様書などは対比させて作表しても構いません。

様式第 12 号（第 16 条関係）

（第一面）

積替え・積替えのための保管施設計画書

積替保管対象廃棄物	種　類		性　状	積替え方法	
	①			②	
施設設置事業場用地	施設の種類	設置場所（所在地）	所　有　者	面　積	地　目
		③		㎡	
	用途指定の有無及び内容	④			
施設設置事業場用地に係る貸借関係	契約（予定）年月日	年　月　日			
	貸借期間	年　月　日～　年　月　日			
	貸借条件等	⑤			

備考　一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

（Ａ４）

チェック欄

① 様式第 7 号(第 1 面)、様式第 8 号(1)及び様式第 8 号(2)との整合を図ってください。 ☐

② 積替えの方法、選別行為の有無、保管容器の有無を記載してください。 ☐

③「施設の種類」の欄には、積替施設、選別施設、保管施設等の別を記載して下さい。管理事務所、駐車場などの附帯設備に関する記載は不要です。 ☐

④ 都市地域にあっては都市計画法による地域地区、農業地域にあっては農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域など指定区域の有無及び内容について記載してください。 ☐

⑤ 廃棄物処理施設等を設置する予定地について、所有権がない場合のみ記載してください。

【留意事項】

土地の賃貸借契約書の写しなど使用権原を証する書類を添付してください。

土地の賃貸借契約の締結が不可能である場合には、当該土地の所有者が、廃棄物を処理する事業場として当該土地を使用することを承諾する意思が確認できる書類(仮契約書など)でも構いません。 ☐

（第二面）

廃棄物処理施設等の構造設備の概要	囲い等	①
	保管設備	②
	選別施設	③
	雨水等流入防止設備	④
	地表水排水工	⑤
	洗車設備	⑥
	駐車場	⑦
	消火設備	⑧
	管理事務所	⑨
廃棄物処理施設等の維持管理の概要	廃棄物の搬入時における確認及び計量の方法	
	廃棄物の飛散、流出及び悪臭の発散防止方法	
	ねずみ、蚊、はえその他の害虫の発生防止方法	
	騒音、振動及び粉じんの発生防止方法	
	放流水（未処理水を含む。）の水質検査方法及び測定頻度	
	諸設備の点検体制及び点検責任者（職・氏名）	
その他参考となる事項		

備考1　一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。
2　「廃棄物処理施設等の構造設備の概要」欄は、廃棄物処理施設等の施設又は設備の規格、材質、能力等を記載してください。

（Ａ４）

チェック欄

①　規格・材質・高さ・施工延長等について記載してください。	☐
②　保管設備の概要（建屋又は囲い等の構造・材質、設備箇所数、床面構造、床面積等）を記載してください。また、保管する場所の囲いに直接廃棄物の荷重がかかる場合で、公道に接するなど周辺地域の生活環境に影響があると思料される場合は、当該荷重に対し構造耐力上安全であることを安定計算により確認し、計算結果を添付してください。	☐
③　選別設備の概要（建屋又は囲い等の構造・材質、設備箇所数、床面構造、床面積等）を記載してください。	☐
④　規格・材質・施工延長等について記載してください。	☐
⑤　規格・材質・施工延長等について記載してください。	☐
⑥　床面構造・面積・水源等について記載してください。	☐
⑦　床面構造・面積・駐車台数等について記載してください。	☐
⑧　設置する機器の形式及び設置基数等について記載してください。	☐
⑨　管理事務所の構造・材質・床面積等について記載してください。	☐

（第二面）

廃棄物処理施設等の構造設備の概要	囲い等	
	保管設備	
	選別施設	
	雨水等流入防止設備	
	地表水排水工	
	洗車設備	
	駐車場	
	消火設備	
	管理事務所	
廃棄物処理施設等の維持管理の概要	廃棄物の搬入時における確認及び計量の方法	⑩
	廃棄物の飛散、流出及び悪臭の発散防止方法	⑪
	ねずみ、蚊、はえその他の害虫の発生防止方法	⑫
	騒音、振動及び粉じんの発生防止方法	⑬
	放流水（未処理水を含む。）の水質検査方法及び測定頻度	⑭
	諸設備の点検体制及び点検責任者（職・氏名）	⑮
その他参考となる事項		

備考1　一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。
2　「廃棄物処理施設等の構造設備の概要」欄は、廃棄物処理施設等の施設又は設備の規格、材質、能力等を記載してください。

（Ａ４）

チェック欄

⑩　受入予定品目以外の廃棄物が混入していないことをどのような確認頻度でどのように確認するか記載してください。また、事業場にトラックスケールを設置する予定がない場合は、どのような方法により計量を行うものであるか記載してください。 ☐

⑪　廃棄物の飛散・流出防止対策及び悪臭の発散防止方法について記載してください。
【記載例】
保管設備と選別場所は全て屋内設置とすることにより飛散・流出防止対策を図る。また、腐敗し悪臭が発散する可能性のあるものは取扱わないが、廃棄物の保管は搬入から 3 日間以内とする。 ☐

⑫　事業場内における害虫の発生防止方法及び、発生した場合の対処方法について記載してください。
【記載例】
1 週間に 1 度、保管設備の廃棄物を全て片付け清掃する。選別場所は毎日作業終了時に清掃する。夏季にはこれと併せて定期的に低毒性の消毒剤を散布する。万一害虫が発生した場合には廃棄物を全量処分すると共に建築物衛生法の登録業者に害虫駆除を委託する。 ☐

⑬　収集運搬車両の出入りや積替・選別等の作業により生じる騒音・振動・粉じんについて、発生防止方法を記載してください。 ☐

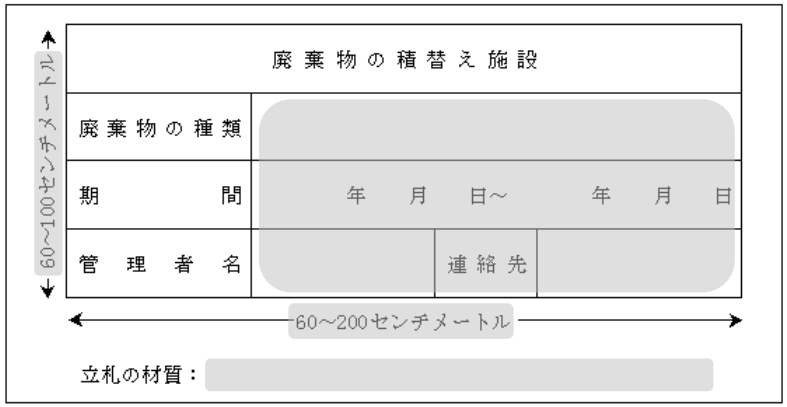
⑭　廃棄物に接した雨水や洗車設備からの排水等について、検査方法・項目・測定頻度を記載してください。
【留意事項】
様式第 7 号（第 2 面）の記載と整合を図ってください。 ☐

⑮　諸設備の点検体制及び点検責任者の職氏名を記載してください。 ☐

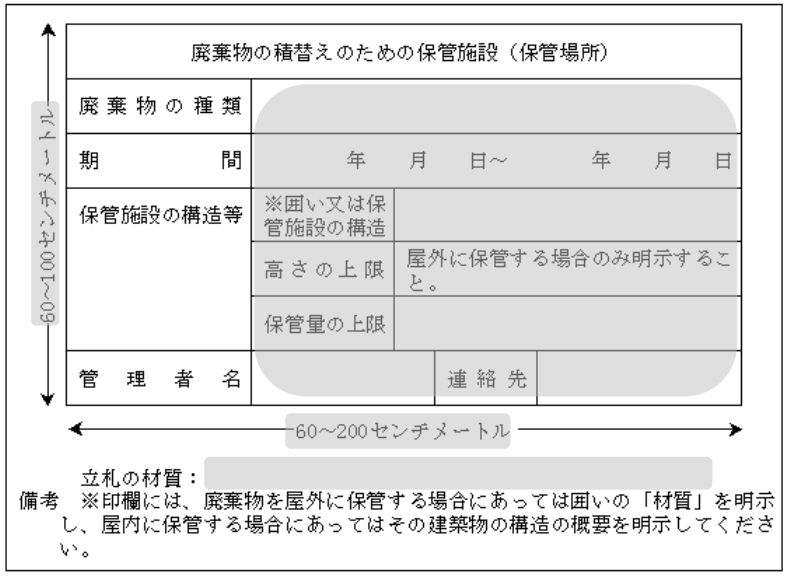
チェック欄

（第三面）

1　廃棄物の積替え施設の場合の立札



2　廃棄物の積替保管施設の場合の立札



備考　※印欄には、廃棄物を屋外に保管する場合にあっては囲いの「材質」を明示し、屋内に保管する場合にあってはその建築物の構造の概要を明示してください。

備考　一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

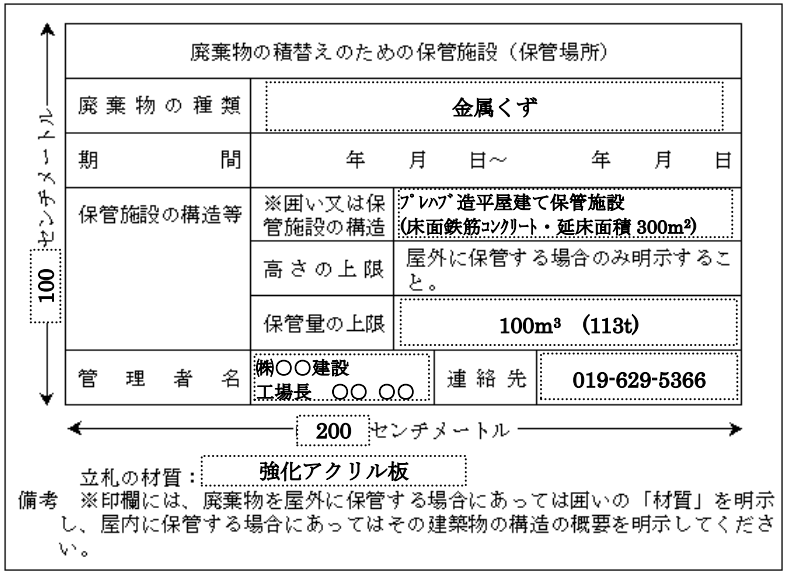
（Ａ４）

保管計画図及び保管面積・保管容量の計算書と整合を図り記載してください。

なお、実際に設置する立札の大きさは確定してください。

□

【記載例】※保管場所の数に応じて必要数添付してください。



□

備考　※印欄には、廃棄物を屋外に保管する場合にあっては囲いの「材質」を明示し、屋内に保管する場合にあってはその建築物の構造の概要を明示してください。

様式第 13 号（第 16 条関係）

（第一面）

申 間 処 理 施 設 計 画 書

	区　分	種　類	性　状
中間処理前・後の廃棄物	処　理　前	①	
	処　理　後		
	（処分方法）	②	

	施設の種類	設置場所（所在地）	所　有　者	面　積	地　目
施設設置事業場用地		③		㎡	
	用途指定の有無及び内容	④			

施設設置事業場用地に係る貸借関係	契約（予定）年月日	年　月　日
	貸借期間	年　月　日～　年　月　日
	貸借条件等	⑤

備考　一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

（Ａ４）

チェック欄

① 様式第 7 号(第 1 面)、様式第 8 号(1)及び様式第 8 号(2)との整合を図ってください。 ☐

② 再生利用又は売却する場合にあってはその旨を記載してください。 ☐

③ 「施設の種類」の欄には、処理施設、保管施設等の別を記載して下さい。管理事務所、駐車場などの附帯設備に関する記載は不要です。 ☐

④ 都市地域にあっては都市計画法による地域地区、農業地域にあっては農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域など指定区域の有無及び内容について記載してください。 ☐

⑤ 廃棄物処理施設等を設置する予定地について、所有権がない場合のみ記載してください。

【留意事項】

土地の賃貸借契約書の写しなど使用権原を証する書類を添付してください。

土地の賃貸借契約の締結が不可能である場合には、当該土地の所有者が、廃棄物を処理する事業場として当該土地を使用することを承諾する意思が確認できる書類(仮契約書など)でも構いません。 ☐

（第二面）

廃棄物処理施設等の構造設備の概要		
	囲　い　等	①
	立　札	
	廃棄物の処分のための保管施設（保管場所）	
	廃棄物の種類	
	期　間	年　月　日～　年　月　日
	保管施設の構造等	※囲い又は保管施設の構造：②
		高さの上限：屋外に保管する場合のみ明示すること。
		保管量の上限：
	管理者名	連絡先：
	雨水等流入防止設備	
	地表水排水工	
	排水処理設備等	
	洗車設備	
	駐車場	
	消火設備	
	管理事務所	

（60～100センチメートル／60～200センチメートル）

立札の材質：

備考　※印欄には、廃棄物を屋外に保管する場合にあっては囲いの「材質」を明示し、屋内に保管する場合にあってはその建築物の構造の概要を明示してください。

備考1　一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

2　「廃棄物処理施設等の構造設備の概要」欄は、廃棄物処理施設等の施設又は設備の規格、材質、能力等を記載してください。

（Ａ４）

チェック欄

① 規格・材質・高さ・施工延長等について記載してください。 □

② 保管計画図及び保管面積・保管容量の計算書と整合を図り記載してください。
なお、実際に設置する立札の大きさは確定してください。 □

【記載例】※保管場所の数に応じて必要数添付してください。 □

廃棄物の処分のための保管施設（保管場所）			
廃棄物の種類	がれき類（ｺﾝｸﾘｰﾄ廃材に限る。）		
期　間	年　月　日～　年　月　日		
保管施設の構造等	※囲い又は保管施設の構造	鉄筋コンクリート製擁壁(高さ 2m)	
	高さの上限	１．５ｍ	
	保管量の上限	100m³ （148t）	
管理者名	㈱○○建設 工場長　○○ ○○	連絡先	019-629-5366

（100センチメートル／200センチメートル）

立札の材質：強化アクリル板

備考　※印欄には、廃棄物を屋外に保管する場合にあっては囲いの「材質」を明示し、屋内に保管する場合にあってはその建築物の構造の概要を明示してください。

（第二面）

廃棄物処理施設等の構造設備の概要

囲　い　等			
立　札			
廃棄物の処分のための保管施設（保管場所）			
廃棄物の種類			
期　間	年　月　日～　年　月　日		
保管施設の構造等	※囲い又は保管施設の構造		
	高さの上限	屋外に保管する場合のみ明示すること。	
	保管量の上限		
管理者名		連絡先	

60～100センチメートル

60～200センチメートル

立札の材質：

備考　※印欄には、廃棄物を屋外に保管する場合にあっては囲いの「材質」を明示し、屋内に保管する場合にあってはその建築物の構造の概要を明示してください。

雨水等流入防止設備	③	
地表水排水工	④	
排水処理設備等	⑤	
洗車設備	⑥	
駐車場	⑦	
消火設備	⑧	
管理事務所	⑨	

備考１　一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

２　「廃棄物処理施設等の構造設備の概要」欄は、廃棄物処理施設等の施設又は設備の規格、材質、能力等を記載してください。

（Ａ４）

チェック欄

③　規格・材質・施工延長等について記載してください。	☐
④　規格・材質・施工延長等について記載してください。	☐
⑤　処理方式・処理能力・放流水の水質等について記載してください。	☐
⑥　床面構造・面積・水源等について記載してください。	☐
⑦　床面構造・面積・駐車台数等について記載してください。	☐
⑧　設置する機器の形式及び設置基数等について記載してください。	☐
⑨　管理事務所の構造・材質・床面積等について記載してください。	☐

（第三面）

廃棄物処理施設等の維持管理の概要	中間処理する廃棄物の搬入時における確認及び計量の方法	①
	中間処理する廃棄物の飛散、流出及び悪臭の発散防止方法	②
	ねずみ、蚊、はえその他の害虫の発生防止方法	③
	騒音、振動及び粉じんの発生防止方法	④
	放流水（未処理水を含む。）の水質検査方法及び測定頻度	⑤
	排ガスの検査方法及び測定頻度	⑥
	諸設備の点検体制及び点検責任者（職・氏名）	⑦
その他参考となる事項		

備考　一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

（Ａ４）

チェック欄

① 受入予定品目以外の廃棄物が混入していないことをどのような確認頻度でどのように確認するか記載してください。また、事業場にトラックスケールを設置する予定がない場合は、どのような方法により計量を行うものであるか記載してください。 ☐

② 廃棄物の飛散・流出防止対策及び悪臭の発散防止方法について記載してください。
【記載例】
処理施設（木くずの破砕機）及び処理前と処理後の保管設備は全て屋内設置とすることにより飛散・流出防止対策を図る。また、腐敗し悪臭が発散する可能性のあるものは取扱わないが、廃棄物の保管は搬入から 3 日間以内とする。 ☐

③ 事業場内における害虫の発生防止方法及び、発生した場合の対処方法について記載してください。
【記載例】
1 週間に 1 度、木くずの保管設備の廃棄物を全て片付け清掃する。夏季にはこれと併せて定期的に低毒性の消毒剤を散布する。万一害虫が発生した場合には廃棄物を全量処分すると共に建築物衛生法の登録業者に害虫駆除を委託する。 ☐

④ 具体的な発生防止方法を記載すると共に、破砕施設等の場合は、施設の稼動時における騒音及び振動について、測定条件について説明された騒音及び振動の測定結果（メーカー提出のものでかまいません）をもとに、敷地境界における予測値の計算結果を添付してください。（計算過程を示してください） ☐

⑤ 処理工程から発生する排水や廃棄物に接した雨水等について、検査方法・項目・測定頻度を記載してください。
【留意事項】
様式第 7 号（第 2 面）の記載と整合を図ってください。 ☐

⑥ 焼却施設における排ガスや堆肥化施設における臭気等について、検査方法・項目・測定頻度を記載してください。
【留意事項】
様式第 7 号（第 2 面）の記載と整合を図ってください。 ☐

⑦ 諸設備の点検体制及び点検責任者の職氏名を記載してください。 ☐

様式第 14 号（第 16 条関係）

（第一面）

最 終 処 分 場 計 画 書

埋立対象廃棄物	種　類	性　状	年間計画埋立量
		①	
施設設置事業場用地	設置場所（所在地）	所 有 者	面　積 ㎡ / 地　目
		②	
	用途指定の有無及び内容		
施設設置事業場用地に係る貸借関係	契約（予定）年月日	年　月　日	
	貸借期間	年　月　日～　年　月　日	
	埋立予定期間	年　月　日～　年　月　日	
	貸借条件等	③	

備考　一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

（Ａ４）

チェック欄

① 様式第 7 号(第 1 面)、様式第 8 号(1)及び様式第 8 号(2)との整合を図ってください。 ☐

② 都市地域にあっては都市計画法による地域地区、農業地域にあっては農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域など指定区域の有無及び内容について記載してください。 ☐

③ 廃棄物処理施設等を設置する予定地について、所有権がない場合のみ記載してください。
【留意事項】
土地の賃貸借契約書の写しなど使用権原を証する書類を添付してください。
土地の賃貸借契約の締結が不可能である場合には、当該土地の所有者が、廃棄物を処理する事業場として当該土地を使用することを承諾する意思が確認できる書類(仮契約書など)でも構いません。 ☐

（第二面）

設置場所及びその状況	埋立地内の湧出水の状況	①
	地下水の状況（流向）を把握するための方法	②
	地質の状況を把握するための方法	③
	排水（放流水）の排出口や排出先等の状況	④
	その他参考となる事項	

備考１　一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

２　「埋立地内の湧出水の状況」欄には、湧出の位置、湧出量、利用者、利用形態等を記載してください。

３　「地下水の状況（流向）を把握するための方法」の参考として、各ボーリング孔の設計図面等を添付してください。

４　「地質の状況を把握するための方法」欄には、地質の区分、分布、不透水性地層の有無、透水係数試算の結果等を記載してください。

（Ａ４）

チェック欄

①　湧出の位置、湧出量、利用者及び利用形態等を記載してください。	☐
②　ボーリング調査結果による地下水位を各孔ごとに記載してください。	☐
③　ボーリング調査結果による地質の区分、分布、不透水層の有無等、現場透水試験結果の概要を記載してください。	☐
④　最終処分場の種類により次を参考として記載してください。【管理型、安定型】 ア　管理型最終処分場：地下水集排水設備及び浸出水処理設備からの排水について記載してください。 イ　安定型最終処分場：埋立地内の集水設備からの排水及び調整池からの排水について記載してください。	☐

（第三面）

廃棄物処理施設等の構造設備の概要	囲い等	①
	立札	②
	区域杭等	③
	地滑り防止工及び沈下防止工	④
	擁壁、えん堤等	⑤
	基準高	⑥
	遮水工法	⑦
	地下水集排水設備	⑧
	保有水等集排水設備又は浸透水採取設備	⑨
	調整池設備	⑩
	周縁地下水採取設備	⑪
	浸出水処理設備	⑫
	地表水・外周排水工	⑬
	外周仕切り設備及び内部仕切り設備	⑭
	ガス抜き設備	⑮
	展開検査設備	⑯
	洗車設備	⑰
	駐車場	⑱
	消火設備	⑲
	管理事務所	⑳

備考１　一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

２　上記の欄は、設備の規格、材質、能力等を記載してください。

（Ａ４）

チェック欄

①　規格・材質・高さ・施工延長等について記載してください。	
②　規格・材質について記載してください。	
③　規格・材質・個数について記載してください。	
④　法面勾配・小段の設置・法面保護工について記載してください。	
⑤　種類・材質・勾配について記載してください。	
⑥　規格・材質について記載してください。	
⑦　規格・材質について記載してください。【管理型】	
⑧　規格・材質・布設延長について記載してください。【管理型】	
⑨　方式・規格・材質・深さについて記載してください。	
⑩　規格・材質・調整容量について記載してください。【管理型】	
⑪　規格（径）・材質・深さ・ストレーナの有無について記載してください。	
⑫　処理方式・処理能力・放流水の水質について記載してください。【管理型】	
⑬　規格・材質・施工延長について記載してください。	
⑭　規格・材質・強度・厚さについて記載してください。【遮断型】	
⑮　規格（径）・材質・設置個数について記載してください。	
⑯　規格（面積・厚さ・舗装構成）・材質・排水処理施設への接続状況について記載してください。	
⑰　面積・床面構造・水源等について記載してください。	
⑱　面積・床面構造等について記載してください。	
⑲　設置する機器の形式及び設置基数等について記載してください。	
⑳　管理事務所の構造・材質・床面積等について記載してください。	

（第四面）

廃棄物処理施設等の維持管理の概要	埋立処分する廃棄物の搬入時における確認及び計量の方法	①
	埋立処分する廃棄物の飛散、流出及び悪臭の発散防止方法	②
	ねずみ、蚊、はえその他の害虫の発生防止方法	③
	騒音、震動及び粉じんの発生防止方法	④
	周縁地下水の水質検査の方法及び測定頻度	⑤
	浸出液、浸透水及び放流水の水質検査の方法並びに測定頻度	⑥
	発生ガスの排除方法	⑦
	覆土材の確保の方法及び覆土方法	⑧
	周縁地表水の排除方法	⑨
	諸設備の点検体制及び点検責任者（職・氏名）	⑩
	廃止までの維持管理の方法及び廃止予定の時期	⑪
	維持管理積立金の調達計画	⑫
	跡地利用計画	⑬

備考１　一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

２　「覆土材の確保の方法及び覆土方法」欄には、使用機械を明示してください。

３　「廃止までの維持管理の方法及び廃止予定の時期」欄には、埋立終了後から浸出液処理停止までの予定期間を記載してください。

（Ａ４）

チェック欄

①　受入予定品目以外の廃棄物が混入していないことをどのような確認頻度でどのように確認するか記載してください（受入毎の展開検査の実施など）。また、事業場にトラックスケールを設置する予定がない場合は、どのような方法により計量を行うものであるか記載してください。	☐
②　覆土に係る方法などについて記載してください。	☐
③　事業場内における害虫の発生防止方法及び、発生した場合の対処方法について記載してください。	☐
④　囲いの設置や散水などの措置について記載してください。コンパクターなどを設置する場合には、敷地境界における騒音・振動の予測値の計算結果を添付してください。	☐
⑤　処分場から見て上流側・下流側などの地下水について、採取者・採取方法・検査者及び測定頻度について記載してください。	☐
⑥　安定型については浸透水、管理型については浸出液及び放流水の水質検査について、採取者・採取方法・検査者及び測定頻度について記載してください。	☐
⑦　ガス抜き管によるなど記載してください。	☐
⑧　覆土材を得る方法・保管方法・保管場所及び埋立中の覆土の方法について記載してください。	☐
⑨　外周に布設した側溝によるなど記載してください。	☐
⑩　諸設備の点検体制及び点検責任者の職氏名を記載してください。	☐
⑪　埋立終了から廃止するまでの処分場の維持管理方法及び廃止予定の時期について記載してください。	☐
⑫　廃棄物処理業に係る売上げによる・他事業の売上げによる・借り入れによるなど記載してください。	☐
⑬　公園にする・舗装して駐車場にする等具体的に記載してください。	☐

様式第 17 号（第 21 条関係）

施　設　の　名　称	
廃棄物処理施設等の種類	
取り扱う廃棄物の種類	
廃棄物処理施設等の処理能力	
１日の稼働時間	
管理者	
連絡先	

備考　寸法は、縦１メートル、横２メートルを標準とする。

チェック欄

産業廃棄物の積替保管施設又は廃棄物の中間処理施設については、施設設置事業場の出入口の見やすい箇所に様式第 17 号による立札を設ける必要があります。協議内容に沿って適切に記載してください。

【記載例】

施　設　の　名　称	㈱〇〇産業リサイクルセンター
廃棄物処理施設等の種類	中間処理施設（がれき類の破砕施設）
取り扱う廃棄物の種類	がれき類（ｱｽﾌｧﾙﾄ廃材及びｺﾝｸﾘｰﾄ廃材に限る。）
廃棄物処理施設等の処理能力	240ｔ/日　（30ｔ/時間）
１日の稼働時間	8時間　（8:00～12:00、13:00～17:00）
管理者	㈱〇〇産業　　センター長　〇〇 〇〇
連絡先	019－629－5366

備考　寸法は、縦１メートル、横２メートルを標準とする。

別添６　図面等の調製方法

別添４の No.12～36 の図面等の調製方法は、原則として次のとおりとしてください。

別表 6-1　事前協議書に添付する図面等の調製方法

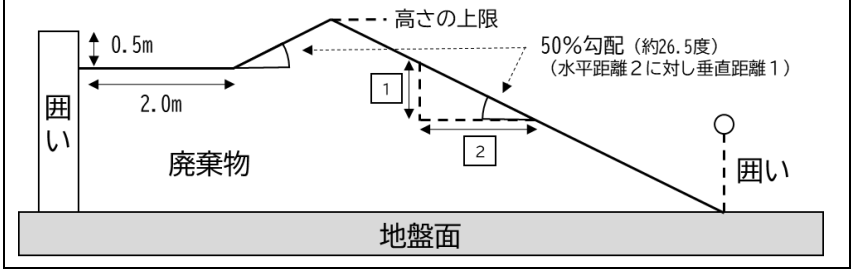
図面番号	項目	摘要
12	位置図 (1/25000 程度)	・国土地理院が提供する地図情報により作成すること。 ・地理院地図（電子国土 Web）　https://maps.gsi.go.jp/ ・電子地形図 25000 ・2 万 5 千分 1 地形図 ※地理院地図（電子国土 Web）による場合、縮尺はスケールバーが 500m となる倍率（約 1/25,000～1/30,000）とすること。 ・施設設置事業場用地（形状を表示することが困難な場合はおおよその範囲を囲む円）を赤色の線で示し、引出し線により表示すること。
13	見取図 (1/2500～ 1/5000)	・事業場用地周辺の地形地物及び処分場に係る集水区域の概略が把握できる図面とすること。 ・次の事項をそれぞれ着色して示すこと。 ①縮尺、方位 ②事業場用地の境界線（赤色） ③搬入道路の位置（茶色）と名称 ④事業場用地からの排水が流出する水路（水色） ⑤事業場用地の敷地境界から、最終処分場にあっては 500m、中間処理施設にあっては 300m、積替保管施設にあっては 200m 以内の距離にある学校、保育所、病院、老人ホーム、公園、住宅及び店舗等 ⑥事前説明の対象とした事業場用地の周辺地域の範囲 ⑦周辺生活環境調査の範囲（事業場用地の敷地境界から概ね 500ｍの範囲） ・作図については、縮尺に留意のうえ正確な長さとすること。 ・見取図に示す内容が鮮明に読み取れるよう、必要に応じて複数の図面に分割したり、拡大図を添付したりすること。
14	構造図 （原則として 1/100）	・処理施設（付帯設備を含む。）、排水処理設備、排ガス処理設備、囲い、門扉、建屋、その他の施設及び設備等について、構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図を作成すること。 **【処理施設等に係る留意事項】** ・法令で定める構造基準を満たしているものであるか、処理能力の根拠となる数値（焼却炉における燃焼室容積の算定根拠となる寸法など）が明らかとなっているか等に配慮し作成すること。 **【構造物等に係る留意事項】** ・コンクリート構造物にあっては、配筋図を含むこと。 ・建屋にあっては、建築面積及び延床面積を記載すること。
15	土地の登記簿謄本	・正本については原本を提出すること。 ・原則として発行から 3 ヶ月以内の事業場用地に係る登記簿謄本。

図面番号	項目	摘要
16	公図	・正本については原本を提出すること。 ・公図（公図を基に作成した図面等を含む。）に、次の事項をそれぞれ着色して示すこと。 ①縮尺、方位 ②事業場区域の境界線（赤色） ③搬入道路（茶色） ④道路敷、水路敷、国有地等（着色） ⑤事業場用地及びそれに隣接する筆の地番、地目、土地の所有権者名及びその住所 ⑥写しを取った日付
17	施設設置事業場用地の現況写真	・事業場用地の現況を判別できるカラー写真（4～5 枚程度）。 ・変更協議の場合は、変更を行う箇所の写真を含むこと。 ・写真の撮影位置・方向を平面図等に示すこと。
18	求積図	・事業場用地について作成するほか、事業場を造成するにあたり周囲を開発する場合は、開発行為に係る土地の全体についても作成すること。 ・次の事項をそれぞれ着色して示すこと。 ①縮尺、方位 ②最終処分場区域の境界線（赤色）及びその用地面積 ③埋立地区域の境界線（橙色）及びその用地面積 ④積替保管施設及び中間処理施設用地境界線（赤色）並びにその用地面積 ⑤最終処分場及び中間処理施設用地以外で施設設置に付帯的に必要とされる用地の面積 ⑥各法律による開発行為に該当する場合は該当する区域の面積 ・求積図を作成する敷地の境界が公図上の筆境と一致する場合であって、かつ、公図が不動産登記法第 14 条地図に該当する場合（「分類」欄が「地図（法第 14 条第 1 項）」となっている場合。）は、公図と登記簿を提出し、公図に「○○に関する求積図を兼ねる」旨を記載することで、求積図の添付は省略できること。
19	賃貸借契約書の写し	・事業場用地が借地の場合及び主要な設備を借用する場合に添付すること。 ・事前協議書提出時点で賃貸借契約の締結が不可能である場合は、当該土地等の所有者が、廃棄物を処理する事業場等として使用させることを承諾する意思が確認できる書類（仮契約書など）を提出すること。
20	施設設置事業場平面図 (1/100～1/500)	・処理施設及び主要設備等の配置等が変更となる場合には、変更前及び変更後の平面図を添付すること。 ・実測平面図により調製すること。 ・処理施設及び主要設備の配置のほか、次の設備等の配置を示すこと。 ①門・柵・塀・立札等及び杭の位置 ・立札は、様式第 12、13、17 号の立札を区別して記載すること。 ・様式第 17 号立札の設置位置は、法令に定めのある場合を除き、施設設置事業場の出入口の見やすい箇所とすること。 ②管理事務所等の建築物・洗車設備・場内道路・駐車場・飛散及び流出防止設備・公害防止設備・消火設備・安全設備等の位置及び名称 ③雨水・工程排水・生活排水等の排水系統図 ④盛土及び切土の位置 ⑤縦横断線の位置及び符号

図面番号	項目	摘要
21	施設設置事業場縦横断図 (1/100～ 1/500)	・土木工事（造成工事）がある場合に限り添付すること。 ・次の事項が示された実測平面図（必要に応じて横断図、縦断図）により調製すること。 ①現況地盤高並びに盛土及び切土の位置、計画地盤高 ②建築物その他の設備の基礎の位置、構造等 ③排水施設の位置及び構造等
22	処理工程図	・次の事項についてフロー図等により記載すること。 ①処理施設における各工程（受入れから搬出まで） **【例】**：破砕施設の場合…受入れ、小割、投入、散水、破砕、磁力選別、スクリーン篩い、集塵、搬出など ②薬剤等を使用する施設の場合：混合する薬剤等の量等 ③最終処分の場合：埋立及び覆土等の工程等 ・上の事項について様式第８号(1)作業のフローシートに記載した場合は、当該フローシートに「処理工程図を兼ねる」旨を記載することで、処理工程図の添付は省略できること。
23 ～29	―	最終処分場の場合に添付（別表 6-2 に記載）
30	設計計算書・仕様書	・処理施設等の設計諸元、処理能力算定根拠、排ガス及び排水処理計算、各設備の仕様、その他必要な設計計算等を示すこと。 ・設計計算書における数値（特に係数）について、設定した根拠、文献等の資料を添付すること。 **【処理能力算定に係る留意事項】** ・処理能力（中間処理設備自体のほか、冷却装置、排ガス処理装置等の主要な設備を含む。）はカタログ値のみではなく、能力として示した数値の算定根拠（計算過程、試験結果など）を記載した書類を提出すること。 ・複数の処理工程からなる施設である場合は、律速となる工程（最も処理能力が低い工程）を基準に処理能力を算定すること。 **【破砕施設等の場合（騒音・振動の予測）】** ・施設の稼動時における騒音及び振動について、敷地境界における予測値の計算結果（計算過程を含む。）を提出すること。 ・騒音及び振動の発生源が複数あり、それらが同時稼働する場合は、同時稼働した場合の予測とすること。 ・騒音及び振動の発生源と予測位置の間の距離等を平面図等に示すこと。 ・予測計算に用いた根拠資料（騒音及び振動の測定結果、壁材の遮音性能等。）は、測定条件が記載されていること。 ・騒音及び振動の測定結果が複数ある場合は、安全側の予測となるよう最大値（基準距離が異なる場合は距離減衰を考慮すること。）を用いて予測計算をすること。それ以外の値を用いる場合は、その値を用いる理由と、管理目標値を超過するおそれが無いことを説明すること。 **【最終処分場の場合】** ・次の事項を記載すること。 ①擁壁等流出防止設備の構造計算書・安定計算書 ②雨水等集排水設備、浸出液集排水設備、浸出水処理設備、浸透水採取設備、展開検査設備、周縁地下水水質監視用井戸、埋立地内排水設備、調整池、沈砂池等の設計計算書及び仕様書
31	管理体制系統図	・平常、夜間及び異常事態の発生時における連絡及び指示系統をフロー図等により図示すること。 ・産業廃棄物処理施設管理者及び各部署の責任者の氏名、連絡先等を記載すること。

<table>
<tr><th>図面番号</th><th>項目</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>32</td><td>運転管理仕様書</td><td>・運転開始から終了までの操作手順、管理目標値(燃焼温度、放流水水質等)、事故発生時の措置、点検・検査回数、及び記録方法を記載すること。

【最終処分場の場合】
・浸出水処理施設に係るものとする。</td></tr>
<tr><td>33</td><td>保管計画図</td><td>・中間処理前の保管及び中間処理後の保管、又は積替えのための保管について、保管場所の平面図及び立面図(保管姿図)を調整すること。
・保管姿図は、保管容量（保管する廃棄物の体積）の算定根拠となる図形を示し、寸法を記入したものを作成すること。

【屋外で容器を用いずに保管する場合】
・次に示す保管の高さ制限に留意すること。
【保管の高さ制限】
ア　廃棄物が囲いに接しない場合
・囲いの下端から勾配 50%以下
（勾配 50%…水平距離 2 に対し垂直距離 1、角度にして約 26.5 度）
イ　廃棄物が囲いに接する場合
・囲いの内側 2m は、囲いの高さより 0.5m 以下
・2m 以上内側は、2m 線から勾配 50%以下
図：保管の高さ制限

</td></tr>
<tr><td>34</td><td>保管面積・保管容量計算書</td><td>・保管計画図に基づいて保管面積、保管容量及び保管重量の計算書を調製すること。
・保管重量を算定するために用いた重量換算係数（t/㎥）を示すこと。</td></tr>
<tr><td>35</td><td>実証試験結果及びその評価</td><td>・これまでに岩手県内において廃棄物の処理に用いられたことがない構造又は処理方法により廃棄物を処理する施設を設置しようとする場合に添付すること。
・なお、岩手県内において実証試験を行おうとする場合は、事前に管轄の広域振興局等に試験研究計画書を提出し、生活環境の保全上の支障が発生しないように行うこと。</td></tr>
<tr><td>36</td><td>標準作業書</td><td>・自動車リサイクル施設に係る事前協議である場合に添付すること。</td></tr>
<tr><td>37</td><td>その他必要と認める書類</td><td>・本県の指示に応じて書類を提出すること。</td></tr>
</table>

別表 6-2　最終処分場の場合のみ添付する図面等の調製方法

図面番号	項目	摘要
23	現況平面図	・実測平面図により調製すること。 ・次の事項をそれぞれ着色して示すこと。 ①最終処分場区域の境界線（赤色）と杭の位置 ②埋立区域の境界線（橙色）と杭の位置 ③地質ボーリング孔の位置を○3mm の赤丸で示し孔番号（例：B－1、B－2）により表示する。 ④仮 BM（基準高）を２箇所以上表示する。 ⑤縦横断線の位置及び符号 ⑥測量及び製図日
24	配置平面図	・埋立前の処分場の構造等を記入すること。 ・実測平面図により調製すること。 ・次の事項をそれぞれ着色して示すこと。 ①最終処分場区域の境界線（赤色） ②埋立地区域の境界線（橙色） ③門・柵・塀・立札等 ④地滑り防止工・沈下防止工・雨水等集排水設備・管理事務所・洗車設備・場内道路・消火設備・防災設備・公害防止設備・擁壁・盛土・切土・浸出水集排水設備・浸出水処理設備・浸透水採取設備・展開検査設備・飛散防止設備・遮水工・通気装置その他の設備の名称・位置・構造・規模等 ⑤縦横断線の位置及び符号 ⑥周縁地下水水質監視用井戸の位置及び名称
25	埋立平面図	・埋立終了後の処分場の形態、構造等を記入すること。 ・実測平面図により調製すること。 ・次の事項をそれぞれ着色して示すこと。 ①最終処分場区域の境界線（赤色） ②埋立地区域の境界線（橙色） ③道路、水路、擁壁、その他の構造物の名称、位置、構造、規模等 ④のり面の位置、勾配等 ⑤埋立地内排水設備 ⑥周縁地下水水質監視用井戸の位置及び名称 ⑦小段の計画地盤高 ⑧縦横断線の位置及び符号
26	横断図 (1/100～ 1/200)	・実測横断図によること。 ・測点間隔は原則 20m とするが、断面変化点等必要により追加する。 ・次の事項をそれぞれ着色して示すこと。 ①最終処分場区域の境界線（赤色） ②埋立地区域の境界線（橙色） ③現況・掘削後（埋立前）及び埋立終了後の地盤線 ④遮水工の範囲(赤着色細実線) ⑤雨水等集排水設備・浸出液集排水設備・埋立地内排水設備・調整池・沈砂池・擁壁その他の構造物の名称・位置・構造・規模等 ⑥土量計算の根拠となる各断面積

<table>
<tr><th>図面番号</th><th>項目</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>27</td><td>縦断図
(H:1/100～
1/200)
(V:1/200～
1/1000)</td><td>・実測縦断図によること。
・測定間隔は 20m とする。
・次の事項をそれぞれ着色して示すこと。
①最終処分場区域の境界線（赤色）
②埋立地区域の境界線（橙色）
③現況、掘削後（埋立前）及び埋立終了後の地盤線（各別色により着色）及び各地盤高
④雨水等集排水設備・浸出液集排水設備・埋立地内排水設備・調整池・沈砂池
⑤短距離・追加距離・その他必要諸元</td></tr>
<tr><td>28</td><td>地質調査報告書（地質柱状図、透水係数計算書を含む。）</td><td>【地質柱状図（ボーリング柱状図）】
・φ66mm 以上のコアボーリング工法により行い、コア、検尺および作業写真を添付すること。
・調査地点は埋立予定地の地形等を勘案し予定地内に均等な配置になるよう選定すること。
・調査ボーリングの必要数は次表によること。ただし地形、地質条件等により加算することもある。
<table>
<tr><th>面積区分</th><th>1,000m²未満</th><th>3,000m²未満</th><th>6,000m²未満</th><th>10,000m²未満</th><th>10,000m²以上</th></tr>
<tr><td>管理型</td><td>2 孔</td><td>3 孔</td><td>5 孔</td><td>6 孔</td><td rowspan="3">管理型にあっては 10,000m² を越える部分 5,000m² 以内毎に 2 孔、安定型、遮断型にあっては 10,000m² を越える部分 10,000m² 以内毎に 1 孔を加算すること。</td></tr>
<tr><td>安定型</td><td>2 孔</td><td>2 孔</td><td>4 孔</td><td>4 孔</td></tr>
<tr><td>遮断型</td><td>2 孔</td><td>2 孔</td><td>4 孔</td><td>4 孔</td></tr>
</table>
・ボーリングの必要深度は地表から 15m 又は地下水層（又は不透水層）を貫通し基岩盤（N 値 50 以上）に 3m 以上貫入させること。
・その他、柱状図の作成及びコアの取り扱い等については、次の資料によること。
「ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領（案）・同解説」（平成 27 年 6 月）
（一社）全国地質調査業協会連合会（https://www.zenchiren.or.jp/）
トップページ ＞ ボーリング柱状図

【透水係数計算書】
・上記ボーリング孔を利用して透水試験を行い、実施した透水試験の方法、測定記録、及びこれに基づく透水係数計算結果を記載した書類とすること。</td></tr>
<tr><td>29</td><td>事業計画工程書</td><td>・次の事項を記載すること。
①最終処分場建設工事着手から閉鎖にいたるまでの主要な工事の名称・工程・工期を記した書面
②各期建設計画書（図面等を含む。）</td></tr>
</table>

別表 6-3　移動式施設の場合の留意事項

図面番号	項目	摘要
12	位置図	・駐機場所について作成すること。
13	見取図	
15	土地の登記簿謄本	
16	公図	
17	施設設置事業場用地の現況写真	
18	求積図	
19	賃貸借契約書の写し	
20	施設設置事業場平面図	**【駐機場所に関する平面図】** ・駐機場所について作成すること。 **【排出場所に関する平面図（標準配置図）】** ・廃棄物の排出場所に設置する際の標準的な作業区域における設備等の配置図（平面図）を、次の事項に留意し作成すること。 ①一連の処理工程で使用する設備の配置（破砕機等の処理設備、保管設備、保管場所を特定するための措置等） ②周辺から設置場所に雨水等がみだりに流入しないための措置（側溝、えん堤の敷設等） ③処理物を周囲の生活環境の保全上支障なく、かつ、安全に搬出するための措置 ④破砕施設等にあっては、騒音及び振動の管理目標値を達成するための措置（防音壁等） ⑤破砕施設等にあっては、騒音、振動の予測地点の位置 ⑥破砕施設等にあっては、粉じんの発生を防止するための措置（散水設備等）並びに散水設備を設ける場合にあっては水源の確保方法 ⑦その他、処理施設の種類に応じて周囲の生活環境の保全上必要となる設備の位置
21	施設設置事業場縦横断図	・駐機場所について作成すること。

別添７　受付窓口等

【受付窓口（連絡先）一覧】

広域振興局名	住所 電話番号・FAX 番号	所管する市町村
盛岡広域振興局 保健福祉環境部 （環境衛生課）	盛岡市内丸 11－1 019-629-6583・019-629-6594	八幡平市・滝沢市・葛巻町・岩手町・ 雫石町・矢巾町・紫波町　※
県南広域振興局 保健福祉環境部 （環境衛生課）	奥州市水沢大手町 5－5 0197-48-2422・0197-25-4106	奥州市・金ケ崎町
花巻保健福祉環境センター （環境衛生課）	花巻市花城町 1－41 0198-41-5405・0198-24-9240	花巻市・北上市・遠野市・ 西和賀町
一関保健福祉環境センター （環境衛生課）	一関市竹山町 7－5 0191-26-1412・0191-23-0579	一関市・平泉町
沿岸広域振興局 保健福祉環境部 （環境衛生課）	釜石市新町 6－50 0193-27-5538・0193-25-2294	釜石市・大槌町
宮古保健福祉環境センター （環境衛生課）	宮古市五月町 1－20 0193-64-2218・0193-63-5602	宮古市・岩泉町・山田町・ 田野畑村
大船渡保健福祉環境センター （環境衛生課）	大船渡市猪川町字前田 6－1 0192-22-9814・0192-27-4197	大船渡市・陸前高田市・ 住田町
県北広域振興局 保健福祉環境部 （環境衛生課）	久慈市八日町 1－1 0194-66-9681・0194-52-3919	久慈市・洋野町・普代村 野田村
二戸保健福祉環境センター （環境衛生課）	二戸市石切所字荷渡 6-3 0195-23-9219・0195-23-6432	二戸市・軽米町・一戸町・ 九戸村
県庁・資源循環推進課	盛岡市内丸 10－1 019-629-5380・019-629-5369	県外に駐機場所がある移動式の 施設を設置する場合。

※盛岡市内に廃棄物処理施設等の設置等をする場合は、次の窓口でご相談ください。

盛岡市環境部廃棄物対策課	盛岡市若園町 2－18 （019-651-4111（代））	盛岡市

【様式の入手方法等】

主な関係様式	入手方法
○廃棄物処理施設等設置等（変更）事前協議書 様式第７～８号、９～１２号、１３～１７号 ○廃棄物処理施設等工事着手等届出書・廃止届出書…※	**【岩手県電子申請・届出サービス】** 岩手県ホームページ （ https://www.pref.iwate.jp/ ） →「各種手続き」 →「様式ダウンロード」

※岩手県電子申請・届出サービスの「電子申込」からも申請が可能です（利用者登録が必要です。）。